



令和2年度
幼稚園の認定こども園
(幼稚園型・幼保連携型)への移行に
向けた運営にかかる
説明資料

(令和3年2月9日版)

こども青少年局

目次

資料1	子ども・子育て支援新制度の概要について	・・・ P 1
資料2	幼稚園から見た新制度	・・・ P 5
資料3	認定こども園について	・・・ P10
資料4	認定こども園運営の留意点について	・・・ P12
資料5	よこはま☆保育・教育宣言について	・・・ P13
資料6	公定価格及び横浜市の独自助成制度について	・・・ P14
資料7	給付事務について（請求の流れ等について）	・・・ P18
資料8	利用者負担について	・・・ P19
資料9	幼稚園・認定こども園に対する補助事業について	・・・ P27
資料10	確認（利用定員）について	・・・ P31
資料11	幼保連携型認定こども園の整備助成等について	・・・ P33
資料12	給付認定・利用調整について	・・・ P35
資料13	地域型保育事業に係る連携施設設定について	・・・ P48
資料14	連携施設への進級のしくみについて	・・・ P55
資料15	指導監査の実施方法について	・・・ P61

本資料は、令和3年2月9日現在の内容となっています。また、令和3年度予算にかかる内容については、市会での予算議決等を経て決定します。あらかじめご了承ください。

子ども・子育て支援新制度について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度として、平成 27 年 4 月にスタートしました。

1. 子ども・子育て関連3法について

子ども・子育て支援新制度は、次の3つの法律に基づく制度です。

① 子ども・子育て支援法

幼稚園と保育所で別々になっていた利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化。

幼児教育・保育の無償化もこの法に基づくものです。

② 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっていた認可・指導監督を一本化。

③ 関係法律の整備法

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正。

2. 主なポイント

(1) 幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障

3歳以上のすべての子どもへの教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度（「施設型給付」）が導入され、いずれの施設・事業を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となっています。

また、令和元年度の「子ども・子育て支援法」一部改正により、新たに幼児教育・保育の無償化給付制度（「施設等利用給付」）が創設され、私学助成幼稚園等の利用者も無償化給付の対象となりました。

(2) 市町村が制度の実施主体

市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を把握したうえで事業計画を作成し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供する責務を負います。

(3) 財源確保と公定価格の設定

○社会保障・税一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置付けられ、財源が確保されています。

○新制度では、教育・保育等に通常要する費用である「公定価格」が設定され、公定価格に盛り込む質の改善などの事項・所要額は財源確保の状況により設定されています。

(4) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援

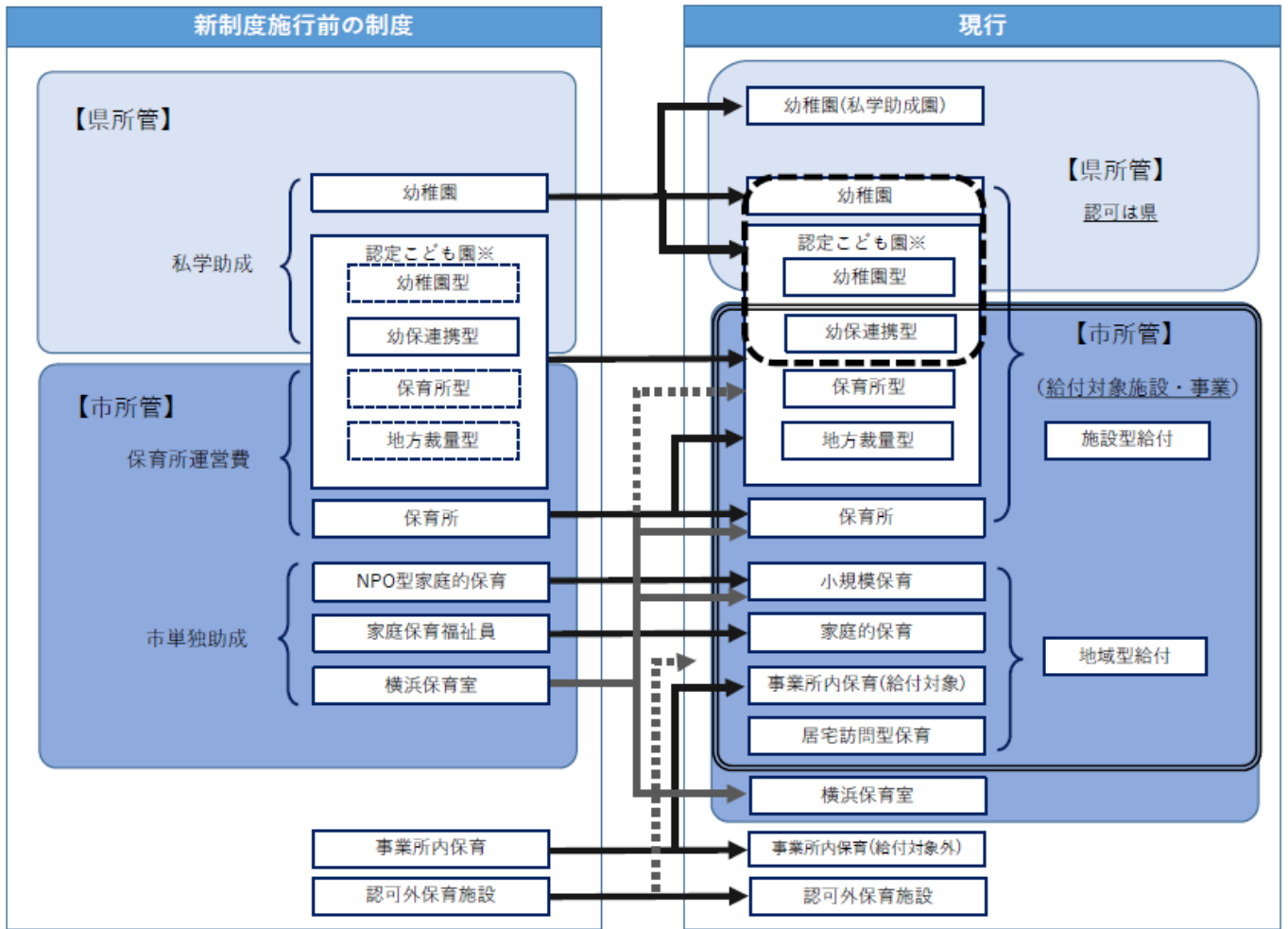
各市町村が、「地域子ども・子育て支援事業」として、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど様々な事業を地域の実情に応じて実施しています。

(5) 基準条例の制定

幼保連携型認定こども園や地域型保育事業等の認可基準、教育・保育施設等に関する運営基準、放課後児童クラブの設備・運営基準など、様々な基準条例を制定しています。

3. 新制度移行のパターン

◻ 囲みが幼稚園からの移行可能な施設類型



※令和3年2月現在、本市の認定こども園は幼保連携型と幼稚園型だけです。

4. 子ども・子育て支援法における給付の概要

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>《子どものための教育・保育給付》</p> <p>■施設型給付 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所</p> <p>■地域型保育給付：3歳未満児対象事業 ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦に対して健康診査を実施する事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業等 ・病児保育事業 ・利用者支援に関する事業 ・時間外保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・子育て援助活動支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体の参入を促進する事業
<p>《子育てのための施設等利用給付》R元年度～</p> <p>■施設等利用費 ・私学助成幼稚園の利用料、預かり保育事業 等</p>	
<p>《子どものための現金給付》</p> <p>■児童手当</p>	

5. 新制度における認可・確認（事業者関係）

○新制度における「施設型給付」の支給対象となるためには、「認可」とあわせて新たに、市町村による「確認」を受ける必要があります。

★幼児教育・保育の無償化の施設等利用費給付対象施設である「確認」とは別の「確認」です。

- ・「認可」により、設置が認められる
（施設・事業の目的に合致した基準を満たしていることが必要）
- ・「確認」により、新制度における「施設型給付」または「地域型保育給付」の支給対象施設・事業となる

○確認を受けることができる主体

確認を受けることができる教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者は、「法人に限る」とされています。（ただし、幼保連携型認定こども園となり移行する場合には、個人立のままで可とされています。）

6. 新制度における給付認定（利用者関係）

施設型給付の支給にあたっては、市町村は、保護者の申請に基づき、子どもの年齢や保育の必要性に応じ、子ども・子育て支援法第19条に基づく施設型給付認定を行います。

なお、幼稚園・認定こども園における預かり保育等を無償化対象として利用する場合は、無償化の給付である「施設等利用給付認定（法第30条の4認定2号/3号）」となります。

法第30条の4認定 無償化に係る認定

	私学助成園等	
	教育	預かり保育
3～5歳児クラス	法第30条の4 1号認定	法第30条の4 2号認定
満3歳児	法第30条の4 1号認定	

法第19条認定 新制度対象施設に係る認定

施設型給付園 (幼稚園・認定こども園(教育))	
教育	預かり保育
法第19条 1号認定	法第19条 1号認定 + 法第30条の4 2号認定
法第19条 1号認定	

○施設型給付費の支給に必要な保護者の認定

認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
法第19条1号認定 ＜教育標準時間＞	満3歳以上	なし	幼稚園、 認定こども園（教育利用）
法第19条2号認定（※） ＜保育標準時間／保育短時間＞	満3歳以上	あり	認可保育所、 認定こども園（保育利用）
法第19条3号認定（※） ＜保育標準時間／保育短時間＞	満3歳未満	あり	認可保育所、認定こども園（保育利用）、 家庭的保育、小規模保育事業、事業所内保育等

※保育の必要量に応じて「保育標準時間（11時間）」または「保育短時間（8時間）」に分類されます。

7. 利用料

幼児教育・保育の無償化により、新制度に移行した幼稚園、認定こども園を利用する満3歳児～5歳児クラスのすべての子どもの利用料は無償となります。私学助成幼稚園における無償化給付（月額上限25,700円）にあたる利用料を含めた施設型給付費を、市から園へ支払います。

※ただし、幼保連携型認定こども園を利用する0歳児～2歳児クラスの利用料は、世帯の市民税額等による負担階層に基づき、市町村が定めます。

8. 参考となるホームページ

横浜市ホームページ

- 「子ども・子育て支援新制度への移行案内」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/>

横浜市 子ども・子育て支援新制度

検索

事業者の皆様へ というページでは、請求事務などの各種様式等を掲載しています。

事業者向け説明会（給付対象施設・事業者向け） というページでは、今までの説明会の資料を掲載しています。

- 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/>

- 「横浜市子ども・子育て会議」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kaigi/>

会議資料・議事録などを掲載しています。

国（内閣府）ホームページ

内閣府子ども・子育て支援新制度

検索

- 「子ども・子育て支援新制度」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

制度の概要や関連資料がご覧いただけます。

- 「子育て支援事業者の方向け情報」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

事業者向けのFAQ（よくある質問）や公定価格の試算、各種通知などがご覧いただけます。

【お問合せ先（制度概要）】

こども青少年局子育て支援課幼児教育係

TEL：671-2085 FAX：663-1925

幼稚園から見た新制度

➤ 移行に伴う変化

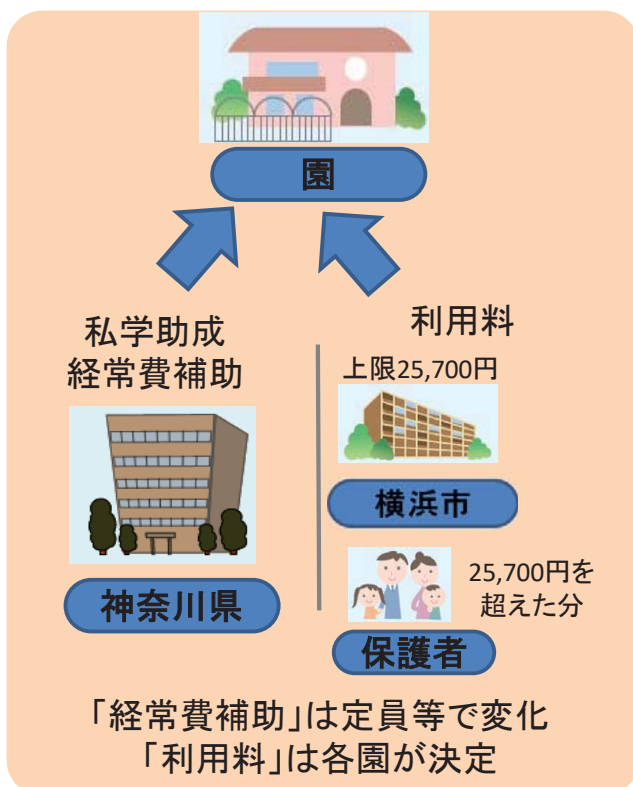
○収入構造の違い、収入比較の考え方

○移行前に必要な準備・手続き

○移行後の新たな事務

➤ 収入構造の変化

移行前(私学助成の園)

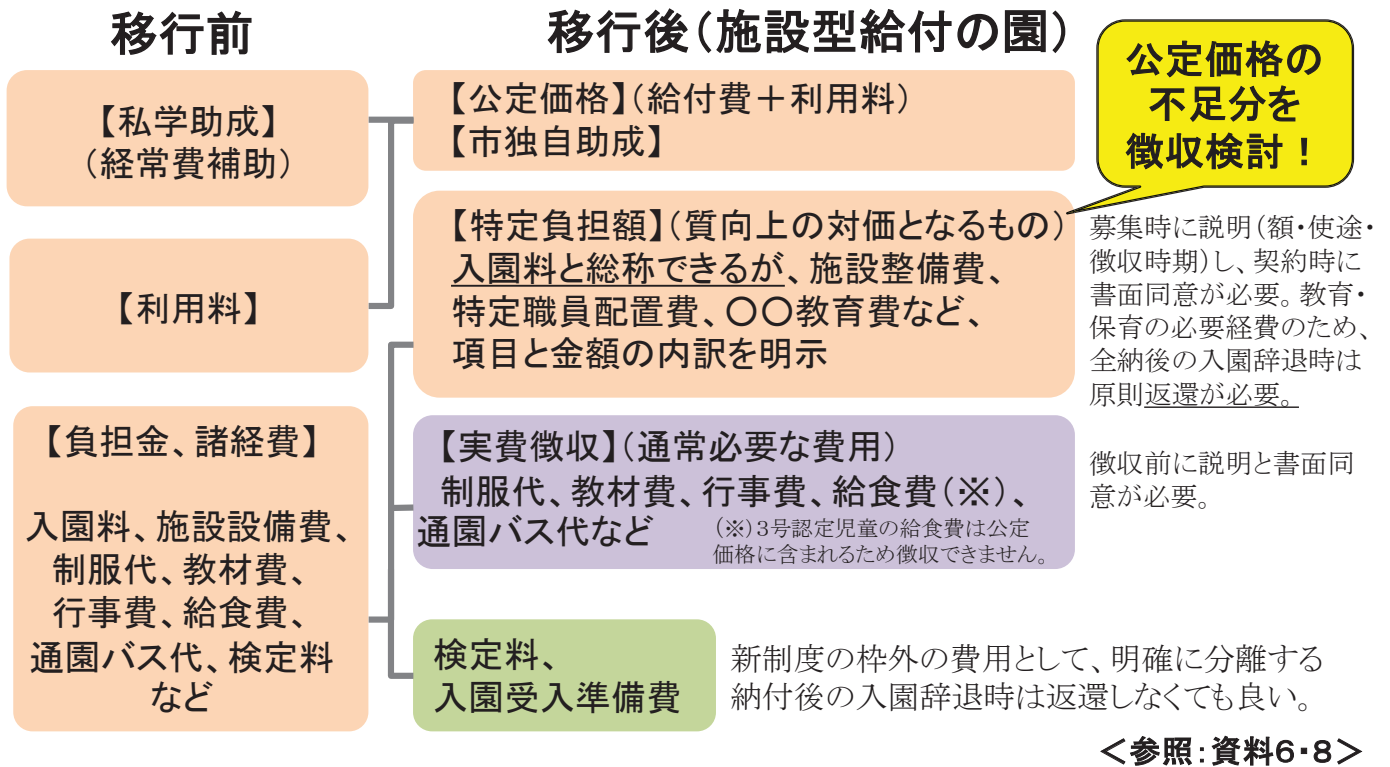


移行後(施設型給付の園)



➤ 収入比較の考え方

利用料以外の費用の徴収が可能です。徴収理由(使途)によって、保護者への事前説明・同意が必要なものがあります。



➤ 収入の試算

○私学助成と新制度の違い

- ・私学助成は、施設に対する運営費補助。
標準的運営費(補助対象経費)の50%を補助。
- ・新制度では、教育・保育を個人の権利として保証し、必要な経費を公定価格として設定。
更に職員の経験年数や各種加算の適否によって、公定価格は変動。



公定価格は、加算も含めて必ず試算し、私学助成(経常費補助)と比較して増減を確認してください。

<参照:資料6>

➤ 試算方法

○公定価格

→国作成試算シートをダウンロード

Excelシートに定員や加算の適否を入力

公定価格 試算

検索



<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html#shisansoft>

※幼稚園版、認定こども園版

○横浜市独自助成(向上支援費)

→事業者向け説明会資料で加算要件を満たす項目を確認し積算することで試算

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/setumeikai.html>

(幼稚園または認定こども園19/03/22 公定価格・向上支援費を参照)

➤ 利用者負担額を設定する際の注意

○利用者負担額

＜私学助成園の利用者負担額＞

(月額利用料－施設等利用費月額上限25,700円)×12か月＋(負担金等)＋(入園料)

＜新制度移行園(施設型給付園)の利用者負担額＞

(利用料0円)＋(実費徴収額)＋(特定負担額)

○実費徴収とは

公定価格に含まれていない費用で、個人に所有させて使用する文房具代、制服代、遠足代・行事参加代、給食費(3号認定を除く)、通園バス代などの費用は、実費徴収が可能です。

○特定負担額とは

公定価格によって賄われない費用・不足する費用であって、教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、利用者に負担を求めることが可能です。移行前に入園料として徴収していた納付金についても徴収の検討が必要です。



特定負担額の設定は、収入を試算し、不足分があれば徴収を検討します。

実費徴収・特定負担額は、使途の事前説明と保護者の書面同意が必要です。

＜参照:資料8＞

➤ その他、横浜市からの補助金（令和2年度）

※令和3年度以降の予算を確約するものではありません。

① 移行後も変わらないもの

- ・私立幼稚園等補助金
- ・施設整備費補助金

② 移行後は仕組みが変更になるもの

- ・私立幼稚園等預かり保育事業補助金（支払・実績報告を四半期ごとから毎月に変更。補助金は毎月の給付費と併せて請求明細作成ソフトで請求可能）

③ 移行に伴い対象となるもの

- ・一時預かり保育事業補助金（※原則、県事業から市事業に切替）

④ 移行に伴い対象外となるもの

- ・私立幼稚園等特別支援教育費補助金（別途、市独自助成あり）

＜参照：資料9＞

➤ 「認可」と「確認」

○ 移行時に横浜市が「確認」を行う

- ・幼保連携型認定こども園を除き、認可は県所管のまま。
 - ・「学校」の位置づけ、「教育方針」は変わらない。
- ※幼保連携型認定こども園は、横浜市が認可し「学校」及び「福祉施設」の位置づけを持つ。

＜参考：施設類型ごとの権限の所管＞

権限	施設類型	認定こども園		幼稚園	
		幼保連携型	幼稚園型	給付対象	私学助成
施設の「認可」		市	県	県	県
認定こども園の「認定」		—	市	—	—
給付対象施設としての「確認」		市	市	市	—
給付費等の支給、運営費の補助		市	市	市	県

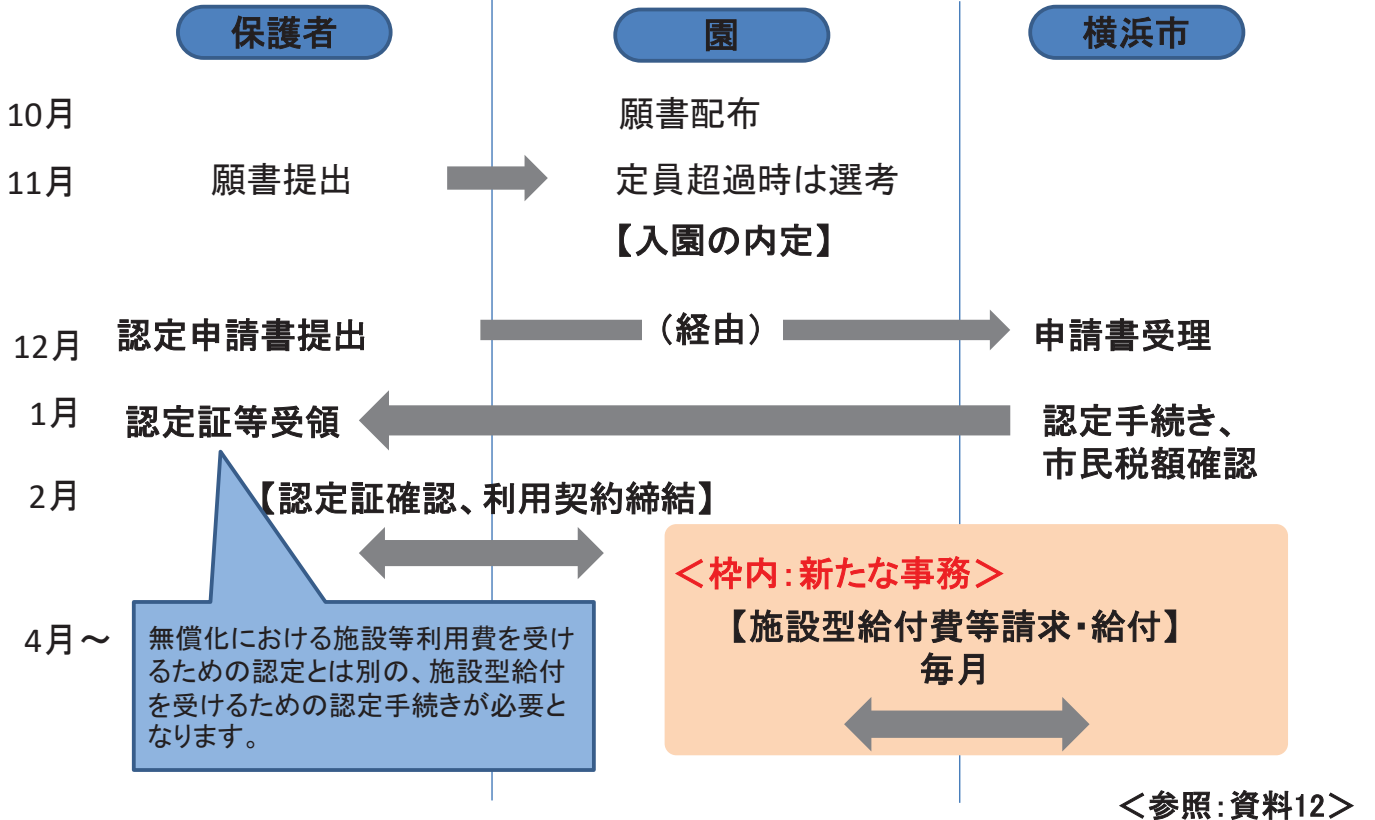
➤ その他

- ・個人立園の移行
私学助成園は、幼保連携型認定こども園にのみ移行可能。
施設型給付園は、認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）に移行可能。（法人格取得の際はこの限りでない）

➤ 事務手続き等の変化

移行後(施設型給付の園)

※4月新入園 法第19条1号認定児の場合

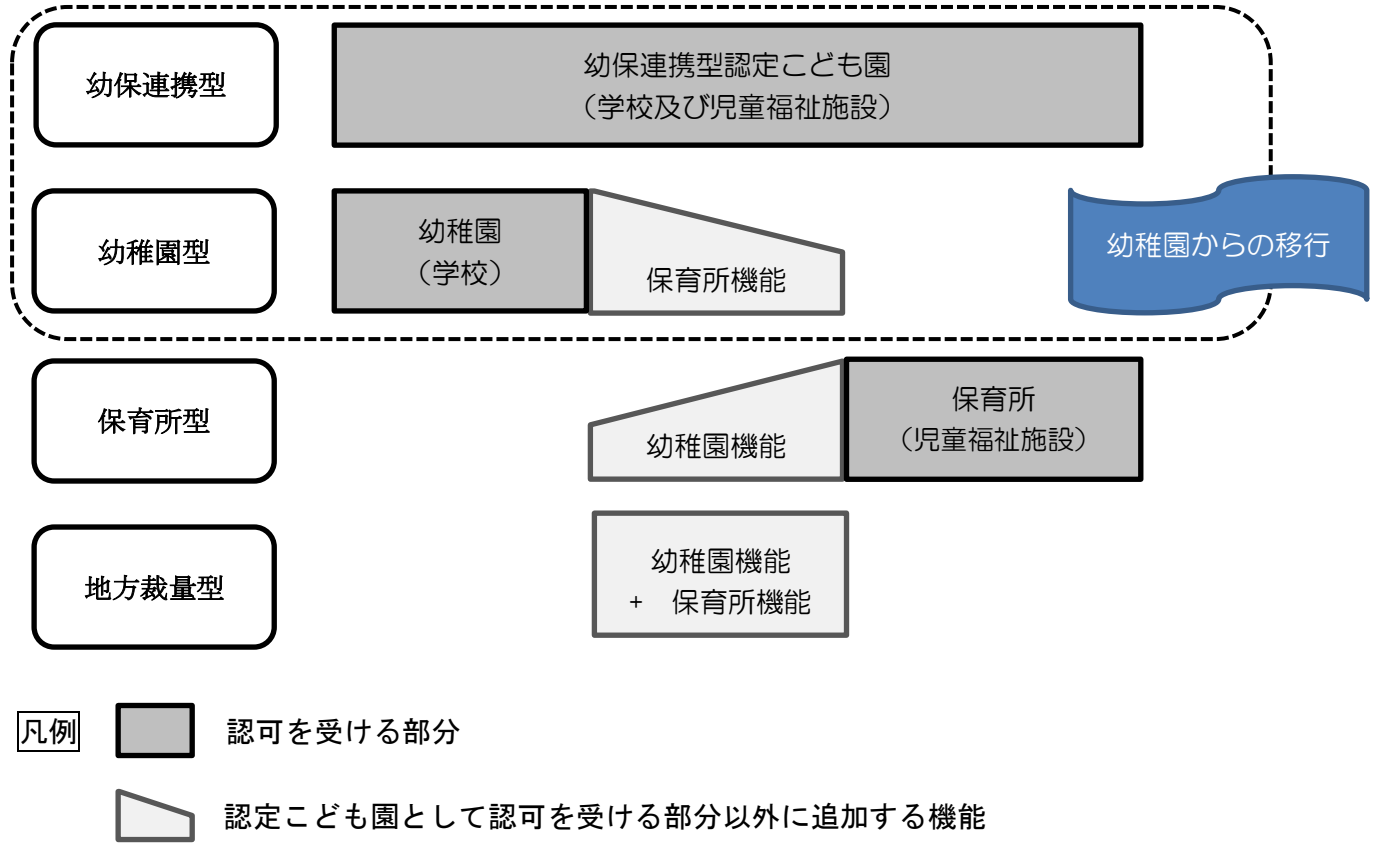


資料3

認定こども園について（概要）

- 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設です。
- 認定こども園には4つのタイプがあり、幼稚園から移行する場合、「幼保連携型」または「幼稚園型」が想定されます。
- 従来、幼稚園・保育所で各々個別に行われていた幼保連携型認定こども園の認可、指導監督、財政措置は、新制度では一本化されました。

1 認定こども園の4タイプ



2 認定こども園の特徴

- (1) 子どもが教育・保育を一体的に受けられることに加え、仮に保護者の就労状況が変わったとしても、受入枠に空きがある場合には、同一の園に在籍することが可能です。
- (2) 様々な教育・保育ニーズに対して、他の施設類型（幼稚園・保育所）に比べて柔軟に対応することができます。
- (3) 地域における子育て支援の機能を有するため、在宅での子育て家庭への訪問支援を行う等、地域の実情に応じた子育て支援事業の実施が義務付けられます。

※認定こども園に移行した場合、2・3号認定（保育認定）の児童が園を利用することになるため、幼稚園とは異なる事務が発生します（横浜市による利用調整（横浜市による利用者の振り分け）、現況確認（在園児の保育要件の確認）に伴う事務等）。

3 認定こども園の運営基準等（主なもの）

幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、施設類型が、教育機関としての「学校」から、福祉施設である「児童福祉施設」と「学校」の両方に位置づけられた施設となります。したがって、移行後は児童福祉施設としての視点を持っていただくとともに、幼稚園の運営とは異なる点がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

特に、幼稚園として対応がなかった乳児等の保育については、養護の視点から、児童の心身の状態に応じたきめ細かな援助と関わりが求められるなど、保育態勢の強化が必要になります。

また、幼保連携型、幼稚園型ともに、認定こども園には応諾義務が課されており、利用調整を経て入所決定した児童の受入を拒否・制限することはできず、園による事情で児童を退園させることもできません。さらに、職員配置基準、臨時休業が原則認められていないこと（保育認定児童）、保育所における感染症ガイドラインに基づく衛生管理、食物アレルギー対応など、保育施設としての基準を守って運営していただく必要があります。

項目	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園
施設の性格	学校かつ児童福祉施設	学校（幼稚園+保育所機能）
認可・認定権者	認可：横浜市 認定：－	認可：神奈川県（幼稚園として） 認定：横浜市
確認権者	横浜市	
運営費	施設型給付	
職員の免許・資格	保育教諭※ （幼稚園教諭+保育士資格）	両免許・資格の併有が望ましいが、いずれかでも可。 （ただし学級担任は原則幼稚園免許、保育に従事する者は原則保育士資格が必要。）
給食の提供	1号：任意 2・3号：義務 原則自園調理	1号：任意 2号（・3号）：義務 原則自園調理（満3歳以上は一定の要件の下、外部搬入可）
開園時間・開園日	原則11時間以上、月曜日～土曜日開園	
休園日	日曜日、祝祭日、年末年始のみ	
子育て支援事業	義務（育児相談、一時預かり、交流保育等）	
教育・保育の内容	『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』	『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』を踏まえる

※経過措置により、令和6年度末まで一方の資格でも可となっています。

■その他認定こども園の設備・運営の基準等については、横浜市条例や国から公布された認定こども園関連法令等をご参照ください。

【横浜市条例】

（幼保連携型認定こども園）

『横浜市幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例』

（幼稚園型認定こども園）

『横浜市認定こども園の要件を定める条例』

認定こども園に移行するに当たり、特に留意が必要な事項

この度は、認定こども園への移行をご検討いただき、ありがとうございます。

保育所としての一面を併せ持つ認定こども園は、国の子ども・子育て支援法に基づく制度の中で運営することとなっています。幼稚園との制度の違いから、過去にはトラブル等も生じていますので、改めてご確認いただきたい点をまとめました。

1 認定こども園(保育利用)の利用児童は、区役所による利用調整を経て決定します

認定こども園(保育利用)は、保育の必要度が高い順に、児童を受け入れることが求められています。このため、認定こども園(保育利用)の利用児童は、保護者が区役所に教育・保育に係る給付を受けるための申請(=給付認定申請)及び利用申請を行い、区役所による利用調整を経て決定します。

2 育児休業中も毎日受け入れが必要です

給付認定を受け、保育の必要性が認められた在園児に関してはきょうだい児の産育休中も預かる責務が生じますのでご注意ください。

3 夏休み期間中も日曜・祝日以外は開園です

認定こども園は、幼児期の教育を行う学校である幼稚園の側面と、保育施設である保育所の側面の両面を持つ施設となります。

保育施設は保育の必要な児童のための施設であるため、幼稚園とは違い、定められた休日(※)以外は基本的に開園していただく必要があります

また、保育施設の側面を持つため、保育の必要な児童の給食については、年中提供が必要です。

※定められた休日→日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

4 3号認定の児童からは給食費を実費徴収できません

教育・保育に通常必要な経費は原則、公定価格(利用料含む)で賄うこととなっており、基本的には施設で別に料金を徴収できませんが、例外として、実費徴収や特定負担額という制度があります。制度の概要については、添付の「実費徴収・特定負担額のポイント」をご覧ください。

※共用で使用する文房具や3号認定の給食費など、公定価格に含まれるものは徴収できません。

※3号認定児童(市民税非課税世帯以外)は無償化の対象外であり、保育料を徴収する必要がありますので、ご注意ください。

【注意】公定価格の内容が給付型幼稚園と異なります

認定こども園は、提供される保育・教育の内容が異なるため、公定価格の単価や加算項目などが給付型幼稚園と異なります。移行後の運営に係る費用を検討する場合は、公定価格の計算方法や近隣の保育ニーズ等を踏まえて検討してください。

なお、定員数は、各区こども家庭支援課及びこども施設整備課と協議の上、設定します。

連絡先:(認定に関すること) こども施設整備課 045-671-2398
(運営・指導に関すること) 保育・教育運営課 045-671-3564

よこはま☆保育・教育宣言

～乳幼児の心もちを大切に～

資料 5

「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」は、横浜の保育・教育施設の全ての職員が、乳幼児期の子どもに対して何を大切に子どもたちと日々関わるかの基本となるものです。全ての保育者がこの宣言を理解し、日々の実践の中でそれぞれの子どもによさや可能性に気づき、家庭や地域の方と子どもの姿を共有できるような保育に取り組むとともに、保育の振り返りに活用していきます。

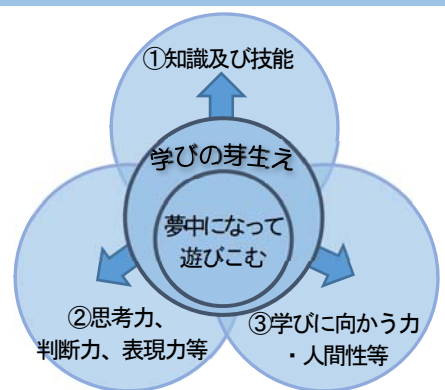
《共有したい子どもの姿・方向性》 今と未来を生きる子どもを育みます

乳幼児期は、一人ひとりの子どもが自分自身でやりたいことを見つけ、未来を切り拓いていく力をつけていくためにとても大切な時期です。主体的に周りの環境に関わり、夢中になって遊びこむ中で、様々な学びの芽生えが見えてきます。

持続可能な社会の実現に向けて、自らアイデアを生み出したり、問題の解決に向けて他者と協働して解決の方法を考えたりするような創造的な思考を身につけることができるように、子どもたちの可能性を伸ばしていきます。

子どもたちが自分のよさを認識し、可能性を信じていることができるよう、保育者は温かいまなざしを向けます。そして、子どもたちが自分では表現できない思いや考えにも耳を傾け、願いや求めに寄り添って一人ひとりを尊重します。

大切にしたい子どもの育ちと学び



【非認知能力】

- やりたいことを見つけ、自分なりの方法で取り組むこと。
- やりたいことに向かって粘り強く取り組むこと。
- 喜びや悲しみを仲間と共感したり、多様さを受け入れたりすること。
- 思い通りに行かなくても気持ちを切り替えて新しい工夫をしようとする。
- 経験を通して自分に自信をもつこと。 など

【認知能力】

- 知識、思考、経験を獲得する精神的な能力。
- 獲得した知識を基に解釈し、考え、未知のことを推測・予測すること。
- 記憶力。 ○考える力。
- 概念化すること。
- 身近なものの特徴に気付く。 など

【育みたい資質・能力】(学びの芽生え)

- ①知識及び技能の基礎 ②思考力・判断力・表現力等の基礎 ③学びに向かう力・人間性等

《宣言 1》 安心できる環境をつくり、一人ひとりを大切に保育します

子どもたちの命を守るとともに、一人ひとりの個性や発達に合わせた環境の中で、自分を「かけがえのない存在」と感じて日々を過ごすことができるように関わります。

(1) 安心感・信頼感を大切に、子どもを守ります。

- ・乳幼児期に温かく受容的・応答的に関わることで、子どもが安心できる場や信頼できる関係を作ります。
- ・うまくいかなかったり、不安になったりした時に、気持ちを受け止め、安心して戻れる場や関係を作ります。

(2) 子ども一人ひとりを受け止めます。(子どもたちが自己肯定感をもって、様々なことに挑戦できるようにします。)

- ・子どもは一人ひとり違います。子どもが安心して自分らしさを出せるように、目の前の子どもを理解し、それぞれの子どものありのままの姿を大切に、受け止めます。
- ・それぞれの子どもがやりたいことを見つけたり、じっくり取り組んだりできる環境をつくりまします。

(3) 子どもが様々な人と関わることを大切にします。(色々な人と関わり、多様性に気付けるようにします。)

- ・お互いに思いを伝え合い、時にはぶつかり、折り合いを付けながら、協力することの楽しさや、他者を信頼する気持ちが育つようにします。
- ・自分ではできないようなことに憧れを感じ、様々な体験が広がるように、多様な人と一緒に活動することができる環境をつくりまします。

《宣言 2》 子どもの育ちと学びを支える主体的な遊びを大切にします

乳幼児期の育ちと学びは、自分の遊び(体験)を通して「未知なことや分からないことを自分なりに考え、自分自身が納得するまで探究し続けること」です。

このような乳幼児期の育ちと学びは、生涯にわたる子どもたちの生きる力を育みます。

(1) 乳幼児期の子どもが、豊かで多様な環境と関わりながら育つことを大切にします。

- ・乳幼児期の子どもにとって必要な環境とは、一緒に過ごす保育者などの大人や子ども同士などの「人」、園の施設や遊具・素材・道具などの「場やもの」、自然や社会などの「事象」、試行錯誤やじっくり取り組むための「時間」などがあります。
- ・園の実情や地域性を考慮し、それぞれの園における子どもにとってのより良い環境づくりに子どもと共に取り組みまします。

(2) 夢中になって遊びこむことによる育ちを大切にします。

- ・子どもは遊びの中で多様な物事との出会いや気づきを通して、「なぜ」「どうして」などと試行錯誤や探求を繰り返します。夢中になって遊びこむことで、育みたい資質・能力、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)が総合的に育ちまします。保育者はその姿や学びの姿を日々の振り返りを通して捉えながら、より良い保育を目指します。

(3) 保育者の重要な仕事は一人ひとりの子どものよさを発見し、育てることです。

- ・保育者は一人ひとりの子どもの姿に驚き、それぞれのよさを発見することに努めることで、受容的・応答的に関わることができ、信頼関係の形成につながります。
- ・保育者自身が子どもと共に楽しみ、対話し、振り返り、考えながら関わる中で専門性を向上させ、子どもが安心して遊びこめる環境をつくりまします。
- ・園内で、保育者同士が保育について語り合う場を作り、それぞれの保育者が捉えた子どもの育ちや学びを共有しながら、同僚性を高めることが大切です。そして、子どもの育ちを家庭や地域に伝えていくことも保育者としての重要な役割です。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 健康な心と体 ○自立心 ○協同性
- 道徳性・規範意識の芽生え
- 社会生活との関わり ○思考力の芽生え
- 自然との関わり・生命尊重
- 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- 言葉による伝え合い ○豊かな感性と表現

《幼保小の連携》 乳幼児期の育ちと学びを受け止め、小学校以降の教育につなげます

乳幼児期に培った「学びの芽生え」は、小学校低学年で育つ「自覚的な学び」の基盤になります。

幼保小連携事業等の機会を活用して、保育・教育施設と小学校とが顔の見える関係を築き、円滑な接続につなげます。

- (1) 保育者は、乳幼児期ならではの「今できること」を大切にしながら、それぞれの子どもに現れてくる資質・能力とその現れとしての「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の芽生えを手がかりにして、子どもの成長の様子を小学校に伝えたり、必要な支援の引継ぎをしたりします。
- (2) 小学校では、乳幼児期の子どもたちの成長の様子を受け止め、子どもの安心感と主体性を大切に「スタートカリキュラム」を行い、乳幼児期に培った力が教科等の学習でも存分に発揮できるようにしていきます。

《公定価格及び横浜市の独自助成制度について》

1 公定価格と向上支援費

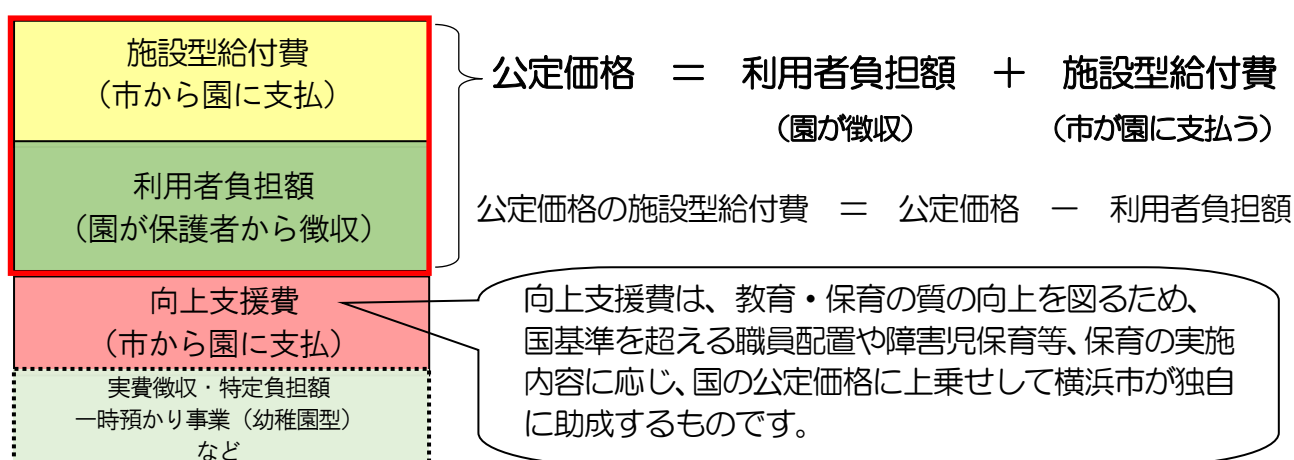
(1) 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども 1 人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの（月額）です。

(2) 公定価格は、保護者から園が徴収する「利用者負担額」と、横浜市から支払われる「施設型給付費」で成り立っています。（他都市居住の子どもの場合は居住市町村に請求）

利用者負担額 ⇒ 横浜市が保護者の市民税・所得割額をもとに階層区分を認定し、その階層区分に応じた金額(応能負担)

施設型給付費 ⇒ 公定価格から、横浜市が決定した利用者負担額を差し引いた金額

(3) 向上支援費とは、教育・保育の質の向上を図るため、実施内容に応じて支給する本市の独自助成です。



※ そのほか、収入としては実費徴収や特定負担額を保護者から徴収する場合や、補足給付、一時預かり事業（幼稚園型）の市から支払われる事業費があります。

2 公定価格の算出方法

公定価格はその園の利用定員、子どもの年齢等により、金額が異なります。

また、公定価格は、すべての子どもに給付される「基本分単価」と、要件を満たした場合に加算される各種「加算」で構成されています。

《公定価格（基本分単価）イメージ》

基本額（1人当たりの単価）
共通要素①：地域区分・定員区分・認定区分・年齢区分
共通要素②：人件費、事業費、管理費



加算額（〇〇加算）
処遇改善等加算Ⅰ等

公定価格は子ども 1 人分で設定されているので、園全体では以下のように算出します。

3歳児の単価×3歳の在園児童数 + 4歳以上児の単価×4歳以上の在園児童数

認定こども園は、1号と2・3号で単価表が別になるので、それぞれの利用定員の区分で出した金額を合算することで給付費を計算します。

(例：幼稚園で1号利用定員が100人の場合、1号の単価表で定員区分91人から105人までの区分の単価で計算。
認定こども園で1号利用定員が100人、2・3号利用定員が50人の園の場合、1号は認定こども園の1号の単価表で上記と同じ方法で計算し、2・3号の単価表で定員区分41人から50人までの定員区分の単価で計算。)

公定価格の各種加算と、向上支援費の各加算項目は、その園の職員の配置や教育・保育の実施状況が、定められた要件を満たしている場合に加算されます。

3 処遇改善等加算について

この加算は園の運営ではなく、職員の給与に使っていただく加算となります。

(1) 処遇改善等加算Ⅰについて

職員の経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取組に応じた人件費に対し、職員1人あたりの平均経験年数に応じた加算率を基に加算します。

加算率は、公定価格のいくつかの加算項目の単価を算出する際にも活用します。

(例：副園長・教頭配置加算、3歳児配置改善加算)

職員一人当たりの 平均経験年数	加算率（公定価格）		
	基礎分	賃金改善 要件分	うちキャリア パス要件分
5年以上6年未満	7%	6%	2%
4年以上5年未満	6%		
3年以上4年未満	5%		
2年以上3年未満	4%		
1年以上2年未満	3%		
1年未満	2%		

職員一人当たりの 平均経験年数	加算率（公定価格）		
	基礎分	賃金改善 要件分	うちキャリア パス要件分
11年以上	12%	7%	2%
10年以上11年未満	12%	6%	
9年以上10年未満	11%		
8年以上9年未満	10%		
7年以上8年未満	9%		
6年以上7年未満	8%		

○加算率

「基礎分（2～12%）」と「賃金改善要件分（6～7%、うち2%はキャリアパス要件分）」を足した率となります。

○加算額

児童1人あたりの加算額は、公定価格の単価表で「単価×加算率」で求められます。

例：利用定員100人（1号：70人、2・3号：30人）の認定こども園で、職員の平均経験年数が8年の場合

① 一覧表の「8年以上9年未満」の欄を見ます。

基礎分：10%＋賃金改善要件分：6%（キャリアパス要件分を含む）＝16%

② 公定価格の単価表で、各加算の項目に記載されている単価を見ます。

処遇改善等加算Ⅰ、1号・3歳児の場合

＝350円 → 350円×16＝5,600円

○賃金改善の実施

対象範囲…当該園に勤務している職員。

実施方法…基本給のベースアップや手当の増設など、各園で決定。

(2) 処遇改善等加算Ⅱについて

技能や経験を積んだ職員に係る追加的な人件費に対し、利用児童数や加算の適用状況に応じた加算対象職員数を基に加算します。

○加算対象職員数

「人数A」と「人数B」の2種類があります。

利用児童数や加算の適用状況等から「加算の基礎となる職員数」を算出し、

これに、人数Aは1/3・人数Bは1/5を乗じた人数となります。

○加算額

児童1人あたりの加算額は、公定価格の単価表で { (単価×人数 A×1/2) + (単価×人数 B×1/2) } ÷月初日の利用児童数で求められます。

例：加算の基礎となる職員数が10人と算出された認定こども園で、月初日の利用児童数が80人（1号：60人、2・3号：20人）だった場合

①人数 A・人数 B を算出します。

人数 A 10人×1/3=3.333… →3人（1人未満四捨五入）

人数 B 10人×1/5=2.333… →2人

②公定価格の単価表で、人数 A・B の単価を見ます。

1号 { (49,950円×3人×1/2) + (6,240円×2人×1/2) }
÷60 = 1,350円（10円未満は切り捨て）

2・3号 { (49,950円×3人×1/2) + (6,240円×2人×1/2) }
÷20 = 4,050円（10円未満は切り捨て）

○賃金改善の実施

対象範囲…当該園に勤務している職員のうち、専門リーダーや職務分野別リーダー等の発令や職務命令を受け、別に定める研修を修了（※）した職員。

※研修に係る要件については、令和4年度を目前に、職員の研修の受講状況等を踏まえて必須化を国が検討しています。

実施方法…職務手当など決まって毎月支払われる手当により実施。

月額5,000円以上40,000円以下の範囲で各園にて決定。

(3) 職員処遇改善費について

平成30年度から新設された横浜市独自の加算となります。経験年数7年以上のすべての教諭等に賃金改善を実施できることを目的に、処遇改善等加算Ⅱに上乗せして、市独自助成を行います。

○加算対象職員数

次の2つの人数の差（A-B）になります。

① 処遇改善等加算Ⅰの算定対象となる職員のうち、経験年数7年以上でかつ「教諭・保育教諭・保健師・助産師・看護師・准看護師」いずれかの職種の方の人数

② 処遇改善等加算Ⅱの人数 A

○加算額

施設あたりの加算額は「単価（50,000円）×加算対象職員数」で求められます。

例 ①が5人、②が3人と算出された幼稚園の場合

1. 加算対象職員数を求めます。 5人－3人＝2人

2. 単価とかけあわせます。 50,000円×2人＝100,000円

○賃金改善の実施

対象範囲…当該園に勤務している職員のうち、経験年数7年以上でかつ「教諭・保育教諭・保健師・助産師・看護師・准看護師」いずれかの職種の方に限る。

実施方法…職務手当など決まって毎月支払われる手当により実施。

月額5,000円以上40,000円以下の範囲で各園にて決定。

ただし、処遇改善等加算Ⅱと併せて、合計の月額が40,000円以内とならなくてはならない。

また、同一法人内の他の園をまたぐ配分をすることはできません。

4 公定価格の基本分単価と各種加算

※令和2年度の各種加算の詳細は、事業者向け説明会資料でご確認ください。（下記のURLまたは検索サイトで以下のキーワード検索によりご確認ください。）

○事業者向け説明会（新制度移行施設・事業向け）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/setumeikai.html>

公定価格・向上支援費

（R元年度>20/03/17・18>【令和2年度説明テキスト】◆公定価格・向上支援費・延長保育事業・補足給付事業>認定こども園）

処遇改善等加算

（R2年度>20/02/10>【R3年度新規開所等保育・教育施設・事業者向け説明会】資料Ⅱ）

横浜市 事業者向け説明会 給付

検索

収入の試算方法

○公定価格

国作成の試算シートをダウンロードし、定員や加算状況の適否を入力すると、1年間の収入額を試算できます。（1か月分の支給費を試算する際は、3月にしかつかない加算もあることにご注意ください。）

※ 令和2年度の人事院勧告前での単価の試算シートとなります。

公定価格 試算シート 事業者

検索

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

★試算シート入力のポイント

- 横浜市の地域区分は、「16/100」です。
- 利用定員は、認可定員など、仮の定員を設定してください。
- 公定価格で使う処遇改善等加算率は、令和2年度の加算率が適用されます。

★令和2年度公定価格単価表について

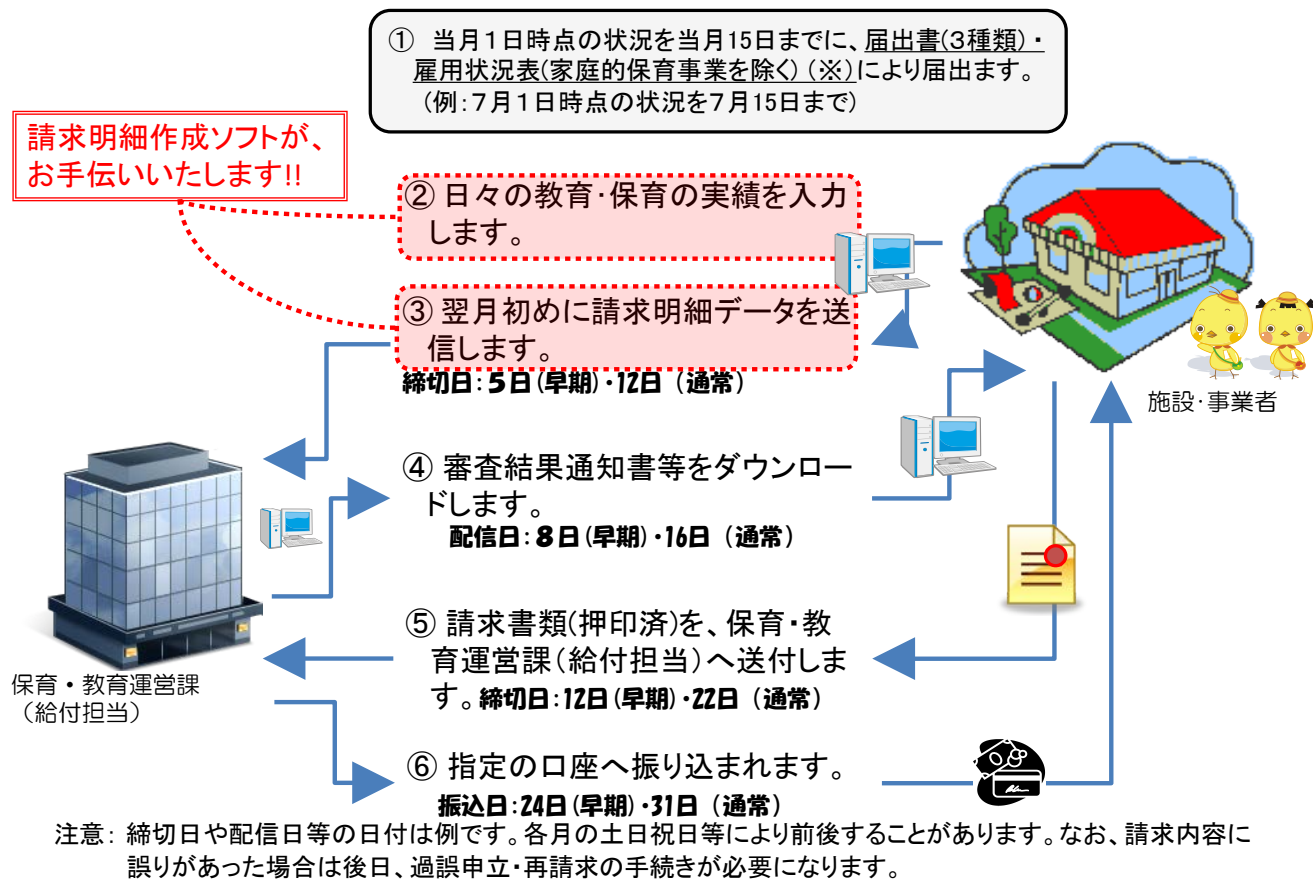
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html>
新制度における給付の水準>平成2年度公定価格の単価表を参照

○向上支援費

事業者向け説明会資料で加算要件を満たす項目を確認し、各加算の金額を積算することで試算ができます。（上記の事業者向け説明会資料からご確認ください。）

※なお、本資料は令和2年度の内容となっておりますので、令和3年度以降変更点が生じる場合もあります。予めご了承ください。

《給付事務について》 請求の流れ等について



子ども・子育て支援新制度へ移行した園には、毎月、公定価格と向上支援費の加算を申請する届出書等を提出していただきます。さらに、園から、毎月の実績に応じた請求データを、請求明細作成ソフトを活用して送信していただきます。

届出書の加算有無と請求データの加算有無の両方を審査した上で、給付費等をお支払します。

なお、請求にはパソコンとプリンターが必要となります。

◆給付担当が審査・お支払するもの
施設型給付費(公定価格)、向上支援費、延長保育事業助成費、私立幼稚園等預かり保育事業補助(給付対象施設の1号児童)、補足給付事業

◆給付費等については、
①届出書・雇用状況表を横浜市へ送付→②実績入力→③データ送信→④-1横浜市から電子メールが到着→④-2メールに添付されているURLから審査結果通知・請求書ひな形を取得→⑤請求書等を期日までに横浜市へ送付→⑥振込という流れになります。

利用者負担について

- 令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により、新制度に移行した幼稚園、認定こども園を利用する満 3 歳児～5 歳児クラスまでの子どもの利用料が無償となります。
※ただし、幼保連携型認定こども園を利用する 0 歳児クラス～2 歳児クラスの利用料は市町村が定めます。
- 利用料及び副食費免除の対象者の算定は、4～8 月分は前年度の、9～3 月分はその年度の市民税額を基に算定します。(毎年 9 月に算定基礎となる税額の年度が変わります。)
- 入園料を含めた特定負担額を徴収するには、保護者に対して事前の説明と書面による同意が必要です。

1 新制度における利用者負担の仕組みについて

(1) 新制度に移行した幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用する満 3 歳児～5 歳児クラス及び認定こども園（保育部分）を利用する 3 歳児～5 歳児クラス

利用料は全世帯無料（0 円）となりますが、副食費の実費負担は別途必要であり、料金は各施設で設定します。

ただし、「年収 360 万円未満相当世帯」、生活保護世帯、市民税非課税世帯、第 3 子以降の児童においては副食費の実費負担が免除となります。

(2) 認定こども園（幼保連携型）を利用する 0 歳児～2 歳児クラス

ア 負担区分を 36 階層（0～77,500 円）に設定しています。

イ 負担区分(A～D27)、保育必要量(標準時間・短時間)、きょうだい区分(第 1 子～3 子)によって利用料を決定します。

※保育必要量は、保護者の就労時間等の保育事由によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分しています。

※きょうだい区分は、市民税所得割（負担区分）に応じた以下の範囲内で、年齢の高い順に第 1～3 子（第 3 子以降は第 3 子）と数えます。

なお、お子さんが保育所等以外の多子軽減の対象の施設・事業を利用するまたは利用をやめる、転出・転入する等、状況に変更がある場合には、届出等が必要な場合があります。

市民税所得割額：57,700 円以下（ひとり親世帯等に限り 77,100 円以下）

（負担区分：A～D4、E0～E5）

保護者と生計が同一の子等※であれば、年齢、利用している施設・事業に関わらずカウント対象となり、年齢の高いきょうだいから順に数えます。※別居でも生活費を送金している等、税法上の扶養親族となる子（成人含む）は対象となります。また、生計が同一であることを確認する書類等の提出が必要な場合があります。

市民税所得割額：57,701 円以上（ひとり親世帯等に限り 77,101 円以上）

（負担区分：D5～D27）

特定の施設・事業※を利用する就学前児童をカウント対象とし、年齢の高いきょうだいから順に数えます。※ 次の表のとおり、各施設・事業により、きょうだい児多子軽減届出書および在籍等証明書の提出が必要な場合があります。

特定の施設・事業	届出書の提出
幼稚園(※)、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業	不要
横浜保育室、児童心理治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業	必要

※私学助成園を利用中で、利用施設届出書を提出していないおさんはきょうだい児多子軽減届出書および在籍等証明書の提出が**必要**です。

【利用料の徴収方法と徴収時期】

利用料の徴収方法と時期は各施設で定めます。月途中で入園・退園した場合のその月の利用料は日割りします。

※保護者から退園の申し出があった場合は、必ず退園予定日までに区役所こども家庭支援課で手続きを行うようご案内ください。

(3) 利用料及び副食費免除対象者の切り替え

利用料及び副食費免除対象者は、4～8月分は前年度市民税額を基に決定し、9月～翌年3月分はその年度の市民税額を基に決定します。(毎年9月に算定基礎となる税額の年度が変わります。)

※世帯の変更等により、年度途中で利用料及び副食費免除の対象者が変更になる場合があります。

(4) 他市町村在住の児童

利用料及び副食費免除の対象者は、居住する市町村が決定します。例えば、川崎市民が横浜市の給付対象幼稚園を利用する場合の利用料及び副食費の免除の対象者は、川崎市が決定します。

2 実費徴収等の設定について

(1) 実費徴収について

教育・保育に必要な経費は原則、公定価格(利用料等を含む)や向上支援費(本市独自助成)で賄うこととなっておりますが、文房具代(個人に所有させて使用するもの)(※)、制服代、遠足代・行事参加代、公定価格に含まれていない1・2号認定の給食費(※)、通園バス代などの費用は、実費徴収が可能です。なお、徴収にあたっては保護者に対して事前の説明と同意が必要です。

※共用で使用する文房具等の費用は、実費徴収では徴収できません。

※3号認定の給食費は、公定価格に含まれるため徴収できません。

(2) 特定負担額(幼稚園の入園料等)について

特定負担額は、基準を超えた教員配置や平均的な水準を超えた設備投資など、公定価格(利用料等を含む)によって賄われない費用・不足する費用であって、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めることが可能です。

市町村が定める「基本負担額」と区別するため、「特定負担額(上乘せ徴収)」と位置付けられています。特定負担額の徴収にあたっては、学則(園則)への記載、保護者に対しての事前説明と書面による同意が必要になります。

幼稚園等のいわゆる入園料は、その性質から対応が2つに分かれます。

① 教育・保育の対価としての性質

② 入園やその準備、選考などに係る事務手続きに要する費用の対価としての性質

※入園の権利を保障するための費用を徴収することは適切ではありません。

①については、(2)の特定負担額のルールのもとで徴収することが必要であり、また、「入園料」と総称する場合であっても、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を保護者に説明することが適当です。なお、特定負担額は教育・保育に要する費用の一部を構成するもののため、入園前に納付した後に入園辞退する場合には、原則として返還が必要です。

②に該当する、入園受入れの準備や選考など入園に関わる事務手続きに関する費用については、教育・保育の直接の対価ではないため、実費徴収や特定負担額のルールの対象外ですが、徴収時期や返還条件について保護者とのトラブルのないよう、事前に説明・同意を得ておくことが必要です。

ただし、特定負担額等に関する事項を含む園の運営について、十分ご理解いただいた上で入園の応募及び利用申請をしていただく必要があることや、保護者との利用契約の締結に先がけて、入園内定時に特定負担額の一部を徴収する場合もあることから、原則として、募集要項や入園願書に特定負担額等について明記し、了承した保護者から申込を受けていただくようお願いいたします。

3 参考になる資料

子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園・認定こども園における実費徴収・特定負担額について（通知）（令和2年3月17日）

【利用料にかかる問い合わせ】

こども青少年局保育・教育運営課 システム担当
TEL：671-0255 FAX：550-3942

【実費徴収等にかかる問い合わせ】

こども青少年局保育・教育運営課 運営指導係
TEL：671-3564 FAX：664-5479

令和 2 年 3 月 17 日

各子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園・認定こども園 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
運営指導等担当課長

子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園・認定こども園における
実費徴収・特定負担額について（通知）

時下 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力いただきありがとうございます。

子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園・認定こども園における実費徴収・特定負担額の考え方を整理しましたので、通知します。

今回の通知に基づく取り扱いについては、令和 3 年度から運用を開始します。

各施設におかれましては、令和 3 年度新入園児等へ配付する「重要事項説明書」に実費徴収や特定負担額に関する事項を記載していただく必要があるため、お手数をおかけしますが、令和 3 年度の「重要事項説明書」の作成に向け、整理を進めていただきますようお願いいたします。

なお、実費徴収・特定負担額の考え方や重要事項説明書への記載方法などの個別のご相談は担当までお問い合わせください。

1 本市の実費徴収の考え方

(1) 実費徴収の項目

教育・保育施設の利用に「通常必要とされる経費」は、原則公定価格・利用料・向上支援費に含まれています。

実費徴収は、「保護者に負担させることが適当と認められるもの」に限り可能です。

保護者が代替品を準備する、保護者と業者が直接契約する等、他の手段も検討していただいた上で、実費徴収を行う場合は、別紙1の実費徴収の①～⑤に限り認められるものとします。

(2) 各施設における実費徴収の取り扱い

実費徴収の透明性を確保するため、次の点に沿った取り扱いをお願いします。

ア 実費徴収項目や金額の設定

実費徴収は、必要最小限の項目と金額とすることが必要です。金額の設定にあたっては、相場や前年度の購入実績等を調べたうえで、徴収額を設定してください。

イ 実費徴収についての保護者への説明及び同意

原則として新入園児等に配付する重要事項説明書を用いて、次の手順で実費徴収についての保護者への説明及び同意を得てください。

(ア) 重要事項説明書に、全ての実費徴収の項目及び金額を記載してください。

※遠足代等、具体的な金額が決まっていない場合は「〇〇円程度」「〇〇円～〇〇円」と説明しても差し支えありません。金額が確定した際に、再度保護者へ説明してください。

(イ) 保護者へ重要事項説明書を配付してください。（保護者への重要事項説明書の配付をもって、重要事項説明書の実費徴収についての保護者への説明を行ったものとします。）

また、重要事項説明書に対する保護者からの同意を得てください。（重要事項説明書に対する包括的な同意を得る中に、実費徴収に関する保護者からの同意も含まれるものとします。）

(ウ) 重要事項説明書には記載がないもので、年度途中で新たに実費徴収をする場合は、別途保護者へ文書（配付物や掲示）で説明し、同意を得られる場合は、文書同意は不要とします。次年度以降も同内容の実費徴収を継続する場合は、次年度の重要事項説明書に追記をしてください。

※同意を得られない場合、金額の見直しや、在園児が卒園後から徴収を開始する等、段階的な導入を行ってください。

ウ 説明及び同意を得る保護者について

新規入園児については、重要事項説明書により、説明を行い、同意を得てください。在園児童については、前年度から徴収項目や金額に変更がない場合は、毎年度改めて同意を得る必要はありませんが、徴収項目や金額が変更になる時は、必ず同意を得てください。

保護者への説明・同意について、重要事項説明書において、保護者へ説明していただきたい内容（「項目」「徴収金額」「金額の内訳」等）のひな型（別紙2）を作成しましたので適宜ご活用ください。

なお、ひな型の項目が既に重要事項説明書に記載されている場合は、新たな資料を作成する必要はありません。

エ 実費徴収についての区への届出

市として、市内施設の実費徴収の状況を把握させていただくため、お手数をおかけしますが、重要事項説明書を区役所に、毎年4月に提出をお願いします。

また、前年度中に単年度限りの実費徴収を行った場合は、重要事項説明書を区役所へ提出いただく際に、保護者への説明に用いた資料を併せて添付してください。

区に提出いただいた重要事項説明書等については、問い合わせへ対応する際の参考とするとともに、市として状況を取りまとめ、実費徴収の取り扱いの改善の検討等に活用させていただきますので、御協力をお願いします。

オ 施設から保護者への会計報告

市として保護者への会計報告を求めるものではありません。保護者から求められた場合等は必要に応じて、徴収した費用の収支を保護者へ説明してください。

参考¹に会計報告書の参考様式を作成しましたので、適宜ご活用ください。参考様式ですので、各施設の決算書類等で説明できる場合は、決算書類等で説明していただく構いません。

なお、市に対し、保護者等から相談があった場合は、状況を確認させていただく場合があります。

(3) 実費徴収額と購入金額の差額の取り扱い

保護者から徴収した金額と実際の購入金額に差があり、徴収した金額に余りが生じた場合は、原則、返金としますが、保護者へ説明・同意を得たうえで、差額を寄付金として取り扱うことも差し支えありません。

なお、説明・同意は、重要事項説明書の中で事前に説明する場合や、会計報告時に説明し、同意を得る場合等が考えられます。

また、徴収した金額に対し実際の購入金額に不足が生じた場合は、保護者に対し不足金額やその内訳について説明を行い、追加で不足額の負担を求めることも可能です。

(差額の取り扱いについては生じたその都度、または年度末にまとめて計算のどちらでも可能です。)

2 本市の特定負担額の考え方

特定負担額は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるものです。例えば、別紙1の特定負担額の①～⑥が考えられます。

特定負担額の取り扱いについても、本通知の1(2)(3)にお示した「各施設における実費徴収の取り扱い」に準じた取り扱いをお願いします。

※実費徴収と特定負担額の取り扱いの相違(別紙2及び別紙3参照)

- ・特定負担額の項目及び金額についても、できるだけ項目ごとに記載する必要がありますが、質の向上を図る上で柔軟に対応できるよう、まとめて徴収することも可能とします。
- ・実費徴収は補給給付の対象となるため、事務処理の際は実費徴収と特定負担額を区別していただく必要がありますが、保護者への説明にあたっては、保護者のわかりやすさ等を考慮し、重要事項説明書にはまとめて記載していただくことも可能です。

3 運用開始時期について

今回の通知に基づく取り扱いについては、令和3年度から運用開始とします。

各施設においては、令和2年秋ごろに令和3年度新入園児等へ配付する「重要事項説明書」に実費徴収や特定負担に関する事項を記載いただく必要があります。

お手数をおかけしますが、令和3年度の重要事項説明書の作成に向けて、整理を進めていただきますようお願いいたします。

担当 子ども青少年局保育・教育運営課
荒木、金子
電話 045-671-3564

実費徴収・特定負担額の本市の考え方

※二重下線は市条例に記載のない解釈部分

実費徴収 ※補足給付対象
<p>① 日用品、文房具など物品のうち、<u>個人に所有させて使用するもの（共用物品は対象外）</u> 【例】 スモック、制服、文房具、教材、歯ブラシ、コップ</p> <p>② 行事へ参加する費用のうち、<u>1人あたりの金額を明示し、個人に請求できるもの</u> 【例】 遠足代（動物園等の入園料）、行事参加代（夏祭り食券、銭湯代など）、交通費</p> <p>③ 1号認定児童の給食費（主食材料費（穀物、パン、麺類）及び副食材料費（おやつや牛乳、お茶代含む）） ※外部搬入の場合は、食材料費（実費徴収）と外部搬入に係る人件費等（特定負担額）を分けて徴収することを原則としますが、業者等に確認したうえでも分けることができない場合は、まとめて実費徴収として徴収することも可能とします。</p> <p>④ 教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 【例】 通園バス代（車輛維持費（検査、保険、修理等）、燃料費、車輛購入費（ほぼ全児童が利用する場合は特定負担額として徴収）、駐車場料金、I Cカード（追加分）</p> <p>⑤ その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用 【例】 保険代</p>
特定負担額 ※補足給付対象外
<p>① 建て替え費用、修繕のための費用、積立</p> <p>② 冷暖房費（公定価格の冷暖房費加算（児童1人あたり月額110円）で不足する部分）</p> <p>③ 教材費（教育保育の質向上に関わる教材、共用の教材で質向上の対価として徴収するもの、在庫品）</p> <p>④ 教員等人件費（質向上の対価として徴収し、公定価格＋向上支援費で不足する人件費）</p> <p>⑤ 公定価格＋向上支援費で不足する1号認定児童の給食に係る人件費・光熱水費</p> <p>⑥ 行事費（引率者の旅費など、実費徴収の②では徴収できないもの）</p>
公定価格（基本負担額）に含まれているもの（主なものを抜粋）
<p>① 健康診断費用</p>

別紙 1
(認定こども園)

実費徴収・特定負担額の本市の考え方

※二重下線は市条例に記載のない解釈部分

実費徴収 ※補足給付対象
<p>① 日用品、文房具など物品のうち、<u>個人に所有させて使用するもの（共用物品は対象外）</u> 【例】 スモック、制服、文房具、教材、歯ブラシ、コップ、寝具</p> <p>② 行事へ参加する費用のうち、<u>1人あたりの金額を明示し、個人に請求できるもの</u> 【例】 遠足代（動物園等の入園料）、行事参加代（夏祭り食券、銭湯代など）、交通費</p> <p>③ 1号認定児童及び2号認定児童の給食費（主食材料費（穀物、パン、麺類）及び副食材料費（おやつや牛乳、お茶代含む）） ※3号認定児童の給食費は公定価格に含まれるため、徴収できません。 ※外部搬入の場合は、食材料費（実費徴収）と外部搬入に係る人件費等（特定負担額）を分けて徴収することを原則としますが、業者等に確認したうえでも分けることができない場合は、まとめて実費徴収として徴収することも可能とします。</p> <p>④ 教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 【例】 通園バス代（車輛維持費（検査、保険、修理等）、燃料費、車輛購入費（ほぼ全児童が利用する場合は特定負担額として徴収）、駐車場料金、ICカード（追加分）</p> <p>⑤ その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用 【例】 保険代、シーツクリーニング代、寝具リース代</p>
特定負担額 ※補足給付対象外
<p>① 建て替え費用、修繕のための費用、積立</p> <p>② 冷暖房費（公定価格の冷暖房費加算（児童1人あたり月額110円）で不足する部分）</p> <p>③ 教材費（教育保育の質向上に関わる教材、共用の教材で質向上の対価として徴収するもの、在庫品）</p> <p>④ 教員等人件費（質向上の対価として徴収し、公定価格＋向上支援費で不足する人件費）</p> <p>⑤ 公定価格＋向上支援費で不足する1号認定児童の給食に係る人件費・光熱水費 ※2号認定児童の給食に係る人件費や光熱水費、減価償却費（調理器具や食器等）は、公定価格の基本分単価等に含まれますので、徴収はできません。</p> <p>⑥ 行事費（引率者の旅費など、実費徴収の②では徴収できないもの）</p>
公定価格（基本負担額）に含まれているもの（主なものを抜粋）
<p>① 健康診断費用</p> <p>② 3号認定児童の主食材料費・副食材料費</p>

幼稚園・認定こども園に対する横浜市の補助事業について

施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園に対し、給付費・向上支援費以外に以下の補助事業を実施します。

1 私立幼稚園等預かり保育事業

保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児（市内在住児）を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対し、開設準備費や運営費助成を行います。

(1) 補助単価・利用料（給付対象施設・満3～5歳）（令和2年度）

○経常費単価（下線は私学助成と異なる点）

	種類	単価(案)（運営経費／1人あたり・月額）	
		補助単価	利用料
3歳から 5歳児	通常型 (有資格者配置単価適用)	35,500円 (※1施設等利用給付費を含む)	保護者負担額は 0円
	通常型	32,800円 (※1施設等利用給付費を含む)	
	平日型 (有資格者配置単価適用)	31,100円 (※1施設等利用給付費を含む)	
	平日型	29,000円 (※1施設等利用給付費を含む)	
満3歳児	3歳から5歳児と同様	上記の補助単価から利用料を 引いた額	【応能負担】※2 0～9,000円の 範囲で横浜市が示 す金額を上限に園 が設定

※1 当事業は無償化の対象事業です。預かり保育の利用園児分の無償化給付を園が受領し、各園においては保護者から利用料を徴収しない「代理受領」方式で実施しています。

※2 現在、月額9,000円で利用料を設定する園が移行後も上限どおりの利用料を設定した場合、園の得る収入は現行と変わりません。

○その他の単価（下線は私学助成と異なる点）

種類	単価(案)			
開設準備費	500,000円上限（1園あたり）			
移行準備費補助※1	500,000円上限（1園あたり）			
長期休業期間分	1,136円（職員1人あたり／時間）			
延長保育	1,700円（園児1人あたり／月）30分毎 ※延長保育を新たに実施するには、別途申請が必要です			
特別支援分※2 (園児1人あたり／ 月額)	通常型		平日型	
	<u>1:1</u>	172,100円	<u>1:1</u>	143,500円
	<u>2:1</u>	135,400円	<u>2:1</u>	112,900円
	<u>3:1</u>	87,900円	<u>3:1</u>	73,300円
	特別支援児	52,200円	特別支援児	43,500円

※1 幼稚園型認定こども園への移行を目指す園に対する防災対策等の整備費助成
【例】備品（カーテン、敷物等）の防災化

※2 教育・保育施設向上支援費（横浜市独自助成）の障害児等受入加算のために認定を受けた加配区分に応じ補助

(2) 補助金申請・交付等

預かり保育事業補助金は、毎月の給付費等と併せて請求明細作成ソフトに利用状況を入力して請求します。また、請求の根拠として、園から、こども青少年局子育て支援課へ実績報告も毎月の提出が必要です。

なお、満3歳児については、請求明細作成ソフトによる請求はできません。こども青少年局子育て支援課へ申請・月ごとの請求が必要となります。

2 私立幼稚園等一時預かり保育事業補助

常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。

(1) 新制度における一時預かり保育の取扱い

原則、次のとおりとし、いずれか選択が必要です。(併用及び年度途中の切替不可)

- ・給付対象施設となる幼稚園・認定こども園→市町村が行う一時預かり保育事業(横浜市ほか市町村)
- ・私学助成を受ける幼稚園→都道府県からの私学助成による預かり保育事業(神奈川県私立幼稚園預かり保育推進費補助)

※給付対象施設となる幼稚園・認定こども園が、都道府県からの私学助成による預かり保育事業(神奈川県の場合、「私立幼稚園預かり保育推進費補助」)を受けるためには、以下の2つの条件を満たす必要があります。

条件1) 前年度、私立幼稚園預かり保育推進費による補助を受けていること

条件2) 横浜市が実施する一時預かり保育事業で求める基準(実施日数・時間)が県の基準より厳しく、移行が困難であること

(2) 要件・補助単価等(令和2年度) ※令和3年度の内容については、別途、ご案内します。

対象児童		市内在住の在園児
職員	職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所(国基準)と同じ配置基準(3歳児 20:1、4歳以上児 30:1) ・一時預かり保育を専任担当する職員(常勤・非常勤は問わない)が従事 ※常時2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員(幼稚園教諭又は保育士)からの支援を受けられる場合、専任担当する職員は1人で可。
	資格	保育士・幼稚園教諭又は次のいずれかにあてはまる者 ①市町村長等が行う研修を修了した者 ②小学校教諭または養護教諭免許所有者 ③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生 ④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を所有していた者 ※ただし、専任担当職員のうち3分の1以上は、保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者とする。 ※②、③、④に従事させる場合、園は当該従事者に対し、保育・教育を行う上で必要な研修を受講させるものとする。
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ(2歳以上児 保育室または遊戯室 1.98㎡) ※教育時間終了後の保育室又は遊戯室で可
実施時間・日数		(時間数) 課業日: 教育時間と合わせて8時間以上 長期休業期間、休日: 1日8時間以上 (日 数) 課業日: 長期休業日を除く課業日開園日の半分以上 休業日(実施する場合): 年間19日以上 長期休業日(実施する場合): 年間10日以上
補助単価 (利用児童一人 1回あたり単価) 補助単価		①基本分単価 (長期休業期間を含む平日に実施する場合に適用) ・通常単価(年間延べ利用人数(課業日及び長期休業日)が2,000人超の施設) ①平日 400円/回 ②長期休業日(8時間未満) 400円/回

(利用児童一人 1回あたり単価)	③長期休業日（8時間以上） 800円/回			
	・小規模施設単価（年間延べ利用人数（課業日及び長期）が2,000人以下の施設）			
	①平日 1,600千円÷年間延べ利用人数（課業日）-400円/回			
	②長期休業日（8時間未満） 400円/回			
	③長期休業日（8時間以上） 800円/回			
	②休日単価（土日祝日等を実施する場合に適用） 800円/回			
	③長時間加算単価（課業日及び休業日）			
		預かり保育実施時間等	対象児童	対象児童1人あたり日額
		(1) 1日9時間以上	8時間超え10時間未満利用	150円
		(2) 1日10時間以上	10時間以上11時間未満利用	300円
	(3) 1日11時間以上	11時間以上利用	450円	
	④長時間加算単価（長期休業日）			
	預かり保育実施時間等	対象児童	対象児童1人あたり日額	
	(1) 1日8時間以上	4時間超え6時間未満利用	100円	
	(2) 1日8時間以上	6時間以上7時間未満利用	200円	
	(3) 1日8時間以上	7時間以上8時間未満利用	300円	
	(4) 1日9時間以上	8時間超え10時間未満利用	150円	
	(5) 1日10時間以上	10時間以上11時間未満利用	300円	
	(6) 1日11時間以上	11時間以上利用	450円	
	⑤就労支援型加算単価：1,383千円/年 以下の要件を満たす場合に加算を適用 ・平日8時間以上実施している ・特定地域型保育事業の連携施設になっている ・本事業の事務を担当する職員を配置している			
利用者負担	【横浜市ガイドライン】 課業日に8時間まで利用する場合：1時間あたり換算350円を上限 ・ガイドラインの範囲内であれば、時間(分)あたり・回数あたりなどの設定は各園の実情に応じて決めることが可能です。 ・おやつ代、食事代、夏季の冷房費などの実費徴収は保護者に説明の上徴収することも可能です。 ・課業日に8時間以上利用する場合や、長期休業期間、休日に利用する場合の利用料は、上記ガイドラインも踏まえて適切な設定をお願いします。 ・令和2年度より新たに横浜市へ補助申請する場合、事業内容や利用要件の変更なく、前年度より利用料を上げることはご遠慮ください。 ・令和2年度より新たに横浜市へ補助申請する場合で、現行の預かり保育の利用料がガイドライン以上である場合、手厚い職員配置や特別なカリキュラムを行っているなど、保護者に説明が可能な範囲であれば、令和2年度においては現行の利用料のままでかまいません。 ・このガイドラインは、今後見直しを行う場合があります。			

(3) 補助金申請・交付時期等

事業を実施する際は、横浜市への届出が必要です。横浜市への補助金交付申請は年度当初に行いますが、年間の利用実績に応じて補助単価が変動するため、年度終了後に、実績報告を経て補助金の請求・交付を行います。請求明細作成ソフトは使用しません。

3 私立幼稚園等補助

幼稚園・認定こども園を対象に、施設や設備の整備、地域と一体となって行う事業、また、家庭教育を推進するための講座の開設等の経費の助成を行い教育環境の維持・向上を図ります。

- ・補助単価 1園平均 45万円
- ・防災備蓄補助 10万円（上限）※預かり保育新規実施園のみ

4 私立幼稚園等施設整備費補助

幼稚園・認定こども園の既設園舎の修繕費に助成し、良好な教育環境を維持します。

- ・補助対象経費 200万円以上の修繕費に1/2以内（限度100万円）

5 私立幼稚園等特別支援教育費補助

給付対象施設に移行する幼稚園・認定こども園については、障害児等受入加算（教育・保育施設向上支援費）の助成対象になるため、私立幼稚園等特別支援教育費補助は対象外になります。

6 私学助成園等に係る施設等利用費（教育標準時間の無償化給付）

給付対象施設に移行する幼稚園・認定こども園の利用料は、施設型給付として市から園へ支払われます。

そのため、私学助成園等の教育時間に係る利用料の無償化給付（施設等利用費）については、対象外になります。

7 幼稚園教諭等住居手当補助

当該事業は、私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を実施する幼稚園を補助対象とした事業であり、認定こども園へ移行した場合は補助対象外となります。

なお、認定こども園は、横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業の対象となっています。

8 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

保護者の就労や病気などにより保育を必要とする2歳児を対象に、常態的に長時間の保育を行う幼稚園に対し、開設準備費や運営費助成を行います。

当該事業は、幼稚園で実施する場合に補助対象とした事業であり、認定こども園へ移行した場合には、事業終了となり、補助対象外です。

【問合せ先】

こども青少年局子育て支援課幼児教育係
TEL : 671-2085 FAX : 663-1925

確認（利用定員）について

幼保連携型認定こども園に移行することにより施設型給付費の給付を受けるためには、「認可」とは別に「確認」を受ける必要があります。「確認」を受けることによって、主に次のようなことが変わります。

- 「認可定員」とは別に「利用定員」を定めます。
※利用者の受入れや給付単価は、「利用定員」に基づき、運用します。
- **保育を必要とする子ども（2号・3号認定）の入所は、横浜市が決定**します。

1 認可定員と利用定員

認可定員は、施設・設備や職員配置等に基づく定員、利用定員は、給付対象とする利用者の定員を表します。

幼保連携型認定こども園では、認可定員と利用定員は、原則一致させることとなります。ただし、実際の利用人数などによって、認可定員の範囲内で利用定員を定める場合もあります。

2 利用定員の設定区分

利用定員は、横浜市子ども・子育て会議の意見聴取や神奈川県との協議を踏まえ、下表のとおり設定します。なお、1号認定の年齢別人数も、想定しておきます。

区分	設定のしかた	
1号	3～5歳をまとめて設定	
2号	年齢別に設定	
3号	教育・保育施設	年齢別に設定

3 利用定員の運用について

利用定員は遵守する必要があります。

認定こども園の場合、2号認定及び3号認定の子どもの利用定員の設定は、地域の保育・教育ニーズに見合った定員規模を、市・区と協議のうえ、決定します。

また、施設・職員に余裕があり、定員を超過して子どもを受け入れる「定員外の受け入れ」を行うためには、子どもの認定号数に関わらず、区役所子ども家庭支援課との調整が必要です。

幼保連携型認定こども園として設定可能な定員と、2・3号子どもの増員数、現在の幼稚園に通っている子どもの数、施設基準を満たしたうえで設定可能な定員となるよう、よく確認してください。

【確認（利用定員）に関するお問い合わせ】

こども青少年局こども施設整備課

TEL：671-4146 FAX：550-3607

幼保連携型認定こども園の整備費補助等について

横浜市では、幼稚園が幼保連携型認定こども園の認可を受けることを目的として施設整備及び改修等を行う場合に、必要な経費の一部を、予算の範囲内で補助金として交付し、幼保連携型認定こども園への移行を支援しています。

＜横浜市の幼保連携型認定こども園移行事業の種類＞

➤ 建設費等補助金交付事業

既に幼稚園・幼稚園型認定こども園を運営している学校法人が、幼保連携型認定こども園の認可を受けることを目的とした施設整備を行う際、定員規模などに応じて、建設等に必要な費用の一部を補助金として交付する事業。

○対象となる工事の例：新築工事（建て替え含む）、増改築工事等

➤ 内装整備費補助金交付事業

既に幼稚園・幼稚園型認定こども園を運営している学校法人が、幼保連携型認定こども園の認可を受けることを目的とした施設整備を行う際、保育を必要とする子どもの定員増などに応じて、既存園舎の改修等に必要な費用の一部を補助金として交付する事業。

○対象となる工事の例：内装工事（調理室、乳児保育室の整備等）

➤ 自主財源整備事業

補助金の交付を受けずに、幼保連携型認定こども園の認可を受けるための整備を行う事業。

1 補助金交付の概要

	建設費等補助金	内装整備費補助金
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築費 ・ 工事事務費 ・ 仮設園舎借地料、仮設園舎賃借料 ・ 備品費 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ・ 工事事務費 ・ 備品費 等
対象外経費の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存園舎活用箇所の修繕 ・ 外構工事 ・ 過剰な設備、植栽 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外構工事 ・ 過剰な設備、植栽 等
補助率	補助基準額（※）の3/4	補助基準額（※）の3/4

補助 上限額	補助基準額（※）の3/4	整備に伴い増加する保育を必要とする子どもの定員数に応じる 90人以上：6,000万（8,000万×3/4） 50～90：4,500万（6,000万×3/4） 50人未満：6,000万×（定員数／50人）×3/4
-----------	--------------	--

※対象経費のみを基準として算出する金額であり、対象外経費を含めた実際の工事費総額とは異なります。

2 令和2年度末～3年度の事業募集スケジュールについて

令和4・5年4月開所の建設費補助整備事業、内装整備費補助事業及び自主整備事業の募集について、例年6～7月頃に行っている2次募集については、今回の応募・採択状況により実施を検討します。

3 個別事前相談について

今回募集での受け付けは、1月25日までに事前相談として資料提出があった移行事業が対象です。

【問合せ先】

こども青少年局こども施設整備課
TEL：671-4146 FAX：550-3607

給付認定・利用調整について

1 給付認定について

幼稚園、認定こども園を利用する際は、利用にあたり、教育・保育の必要性に応じた給付認定を受ける必要があります。

※給付認定は必ず、利用を開始するまでに受ける必要があります。

1

<給付認定の種類>

- ・「教育・保育給付認定（法第19条認定）」
- ・「施設等利用給付認定（法第30条の4認定）」

法第19条 認定

保育所等、施設型給付幼稚園・認定こども園の利用に対して給付

法第30条の 4 認定

私学助成園等の教育時間部分、幼稚園・認定こども園における預かり保育、認可外保育施設、一時保育等の利用に対して給付

⇒施設型給付幼稚園、認定こども園の利用には、法第19条認定が必須!

2

<施設類型ごとの給付認定の位置づけ>



今（私学助成園等のとき）

施設型給付園へ移行後

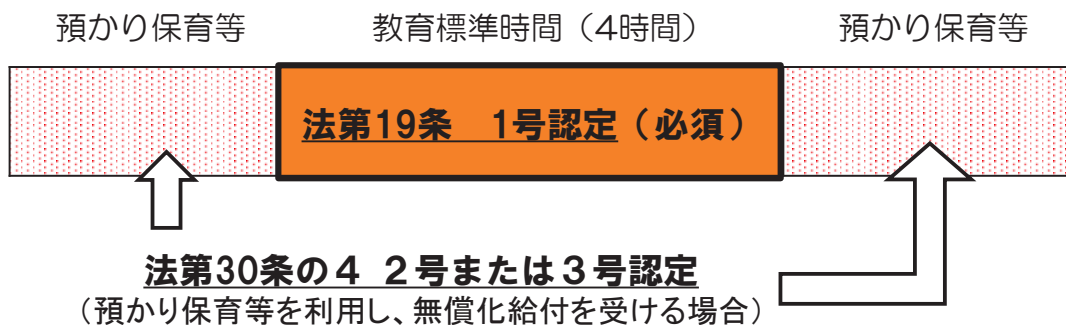
利用についてかかった利用料
について無償化給付を受
けるために、
30条認定が必要です。

施設を利用するために、
19条認定が必要です。
認定がなければ、
利用することはできません。

3

<利用者が必要な認定区分>

**施設型給付幼稚園
認定こども園（教育利用）**



認定こども園（保育利用）

保育標準時間（11時間）または保育短時間（8時間）

法第19条 2号または3号認定（必須）

4

<法第19条認定の区分>

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	法第19条1号認定 ＜教育標準時間＞	施設型給付幼稚園、 認定こども園（教育利用）
満3歳以上	あり※	法第19条2号認定 ＜保育標準時間／ 保育短時間＞	保育所、 認定こども園（保育利用）
満3歳未満	あり	法第19条3号認定 ＜保育標準時間／ 保育短時間＞	保育所、認定こども園（保育利用） 家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業など

※ 保育の必要性があっても、幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用する場合は、原則、法第19条1号認定となります。

5

認定こども園
（保育利用）

<保育必要量>

- 認定こども園（保育利用）の場合、『給付費の対象として施設・事業を利用することができる最大限の枠』である**保育必要量**の認定も行います。
- 保育必要量は以下の2種類に区分され、保護者の保育を必要とする状況に基づいて判定されます。

保育標準時間

1日あたり**最長11時間**の利用が可能

保育短時間

1日あたり**最長8時間**の利用が可能

6

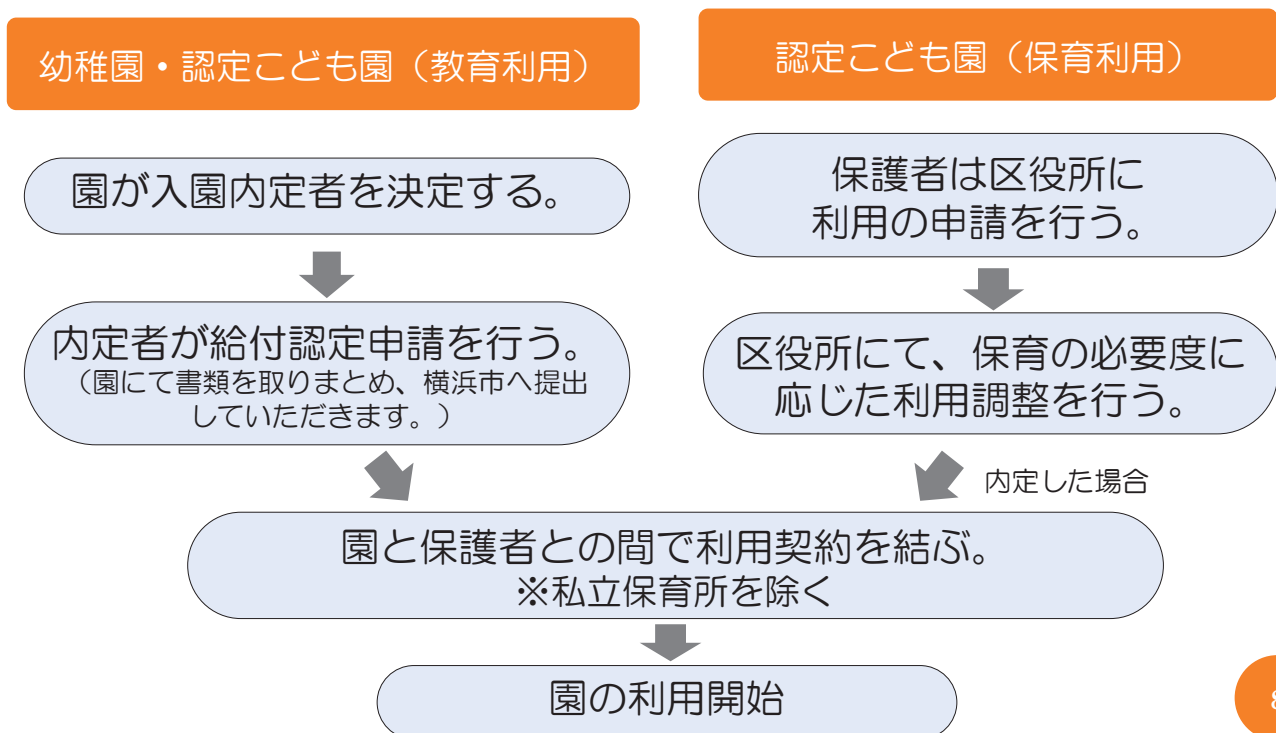
<法第30条の4認定の区分>

年齢等	保育の 必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳 以上	なし	法第30条の4 1号認定	
3歳児 クラス以上	あり	法第30条の4 2号認定	幼稚園等預かり保育、 認可外保育施設、一時保育 等
2歳児 クラス以下 かつ 非課税世帯	あり	法第30条の4 3号認定	

7

2 利用手続きについて

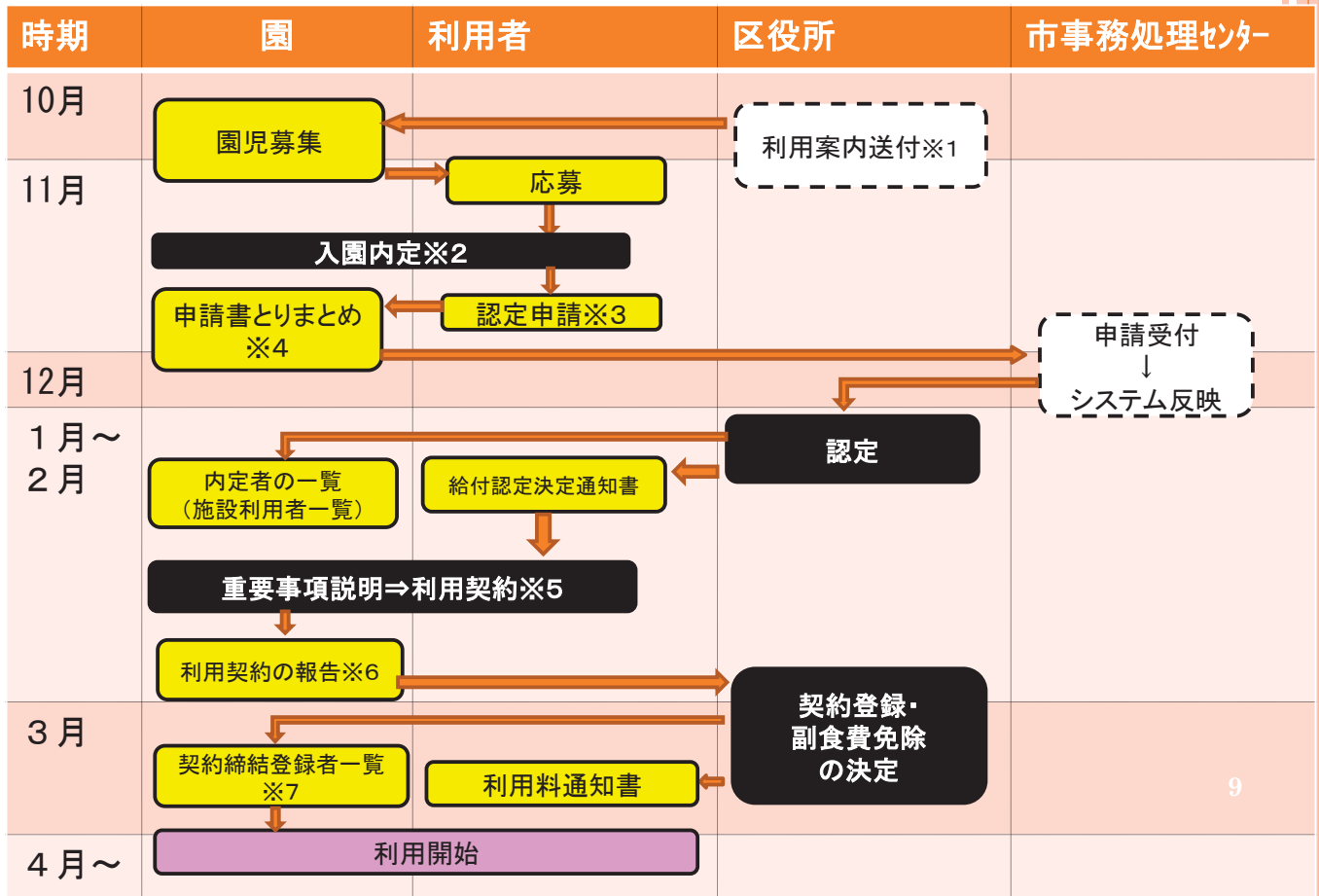
<施設類型ごとの利用開始までの流れ>



8

(1) 幼稚園、認定こども園（教育利用） 4月利用（新規）の手続き

幼稚園・
認定こども園（教育利用）



【説明】

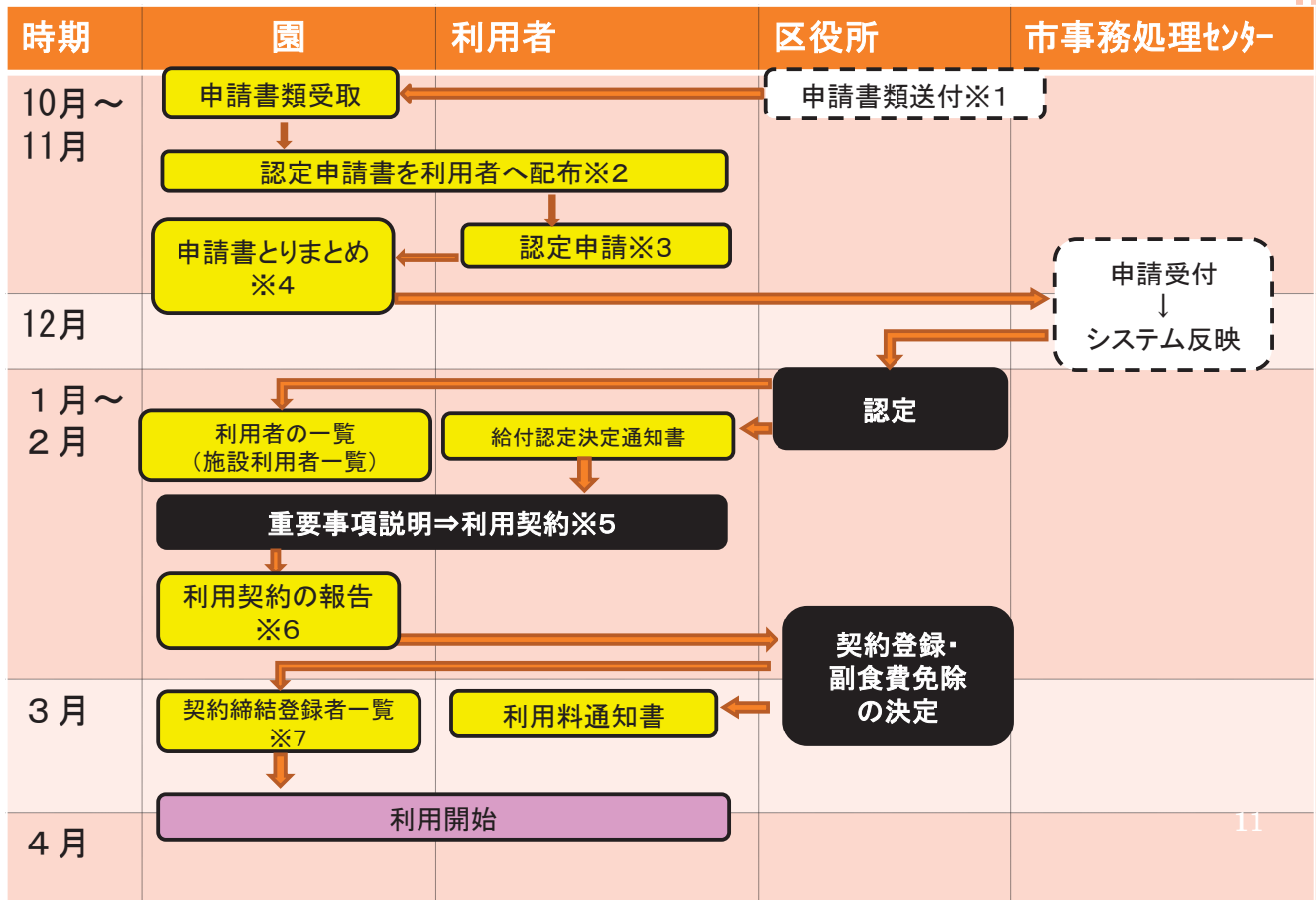
幼稚園・
認定こども園（教育利用）

番号	項目	説明
※1	利用案内送付 (区役所→園)	区役所から、10月上旬ごろ、申請書類同封の利用案内を園に送付します。
※2	利用案内配付 (園→内定者)	園から内定者に、利用案内を配付します。 (利用案内は、各区役所にもあります。)
※3	認定申請	内定者から園に申請書類を提出します。
※4	申請書類 とりまとめ	園にて申請書類をとりまとめます。 (指定日に横浜市委託の事業者が書類の回収をします。)
※5	利用契約	施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。 (必要に応じて内定者から給付認定決定通知書の提示を受けてください。)
※6	利用契約の 報告	①施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、 ②園所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※7	契約締結登録者 一覧	令和3年4月からの利用者が決定し、区役所から園に契約締結登録者一覧を送付します。 (一覧には、副食費の免除対象者も記載されています。)

10

(2) 移行に伴う在園児の手続き

幼稚園・
認定こども園（教育利用）



11

【説明】

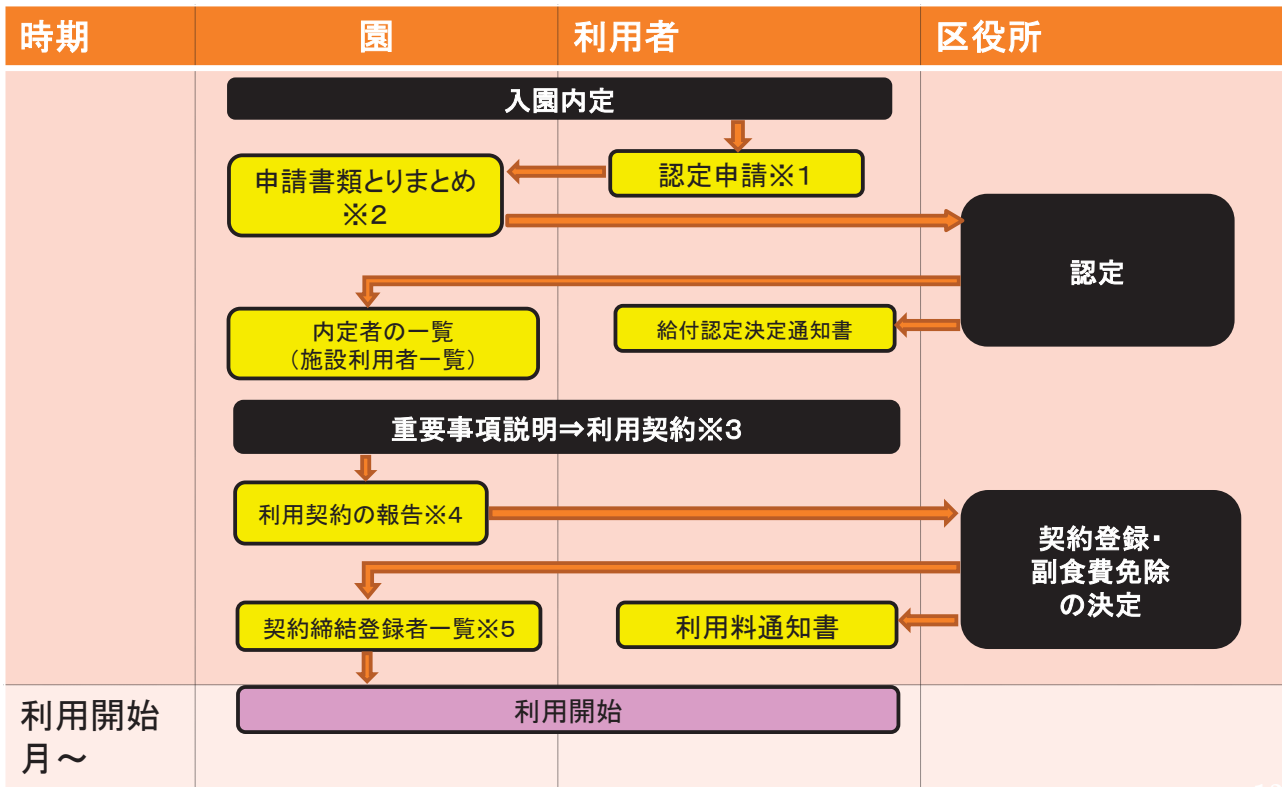
幼稚園・
認定こども園（教育利用）

番号	項目	説明
※1	利用案内送付 (区役所→園)	区役所から、10月上旬ごろ、申請書類同封の利用案内を在園児数分（卒園予定児除く）送付します。
※2	利用案内配付 (園→利用者)	来年度以降、引き続き利用する児童の保護者に申請書類を配付します。
※3	認定申請	利用者から園に申請書類を提出します。
※4	申請書類 とりまとめ	園にて申請書類をとりまとめます。 (指定日に横浜市委託の事業者が書類の回収をします。)
※5	利用契約	施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。 (必要に応じて利用者から給付認定決定通知書の提示を受けてください。)
※6	利用契約の 報告	①施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、 ②園所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※7	契約締結登録者 一覧	区役所から園に、令和3年4月からの契約締結登録者一覧を送付します。 (一覧には、副食費の免除対象者も記載されています。)

12

(3) 毎月の新規申込手続き

幼稚園・
認定こども園（教育利用）



13

※ 利用開始月に間に合うよう、早目の手続きが必要です。

【説明】

幼稚園・
認定こども園（教育利用）

番号	項目	説明
※1	認定申請	内定者から園に申請書類を提出します。
※2	申請書類 とりまとめ	申請書類をとりまとめ、利用開始日までに園所在区役所 こども家庭支援課に提出します。
※3	利用契約	施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。 (必要に応じて保護者から給付認定決定通知書の提示を受けて ください。)
※4	利用契約の報告	①施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、 ②園所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※5	契約締結者一覧	該当月からの利用者が決定し、区役所から園に契約締結 登録者一覧を送付します。 (一覧には、副食費の免除対象者も記載されています。)

14

(4) 市外に居住する児童の場合

幼稚園・
認定こども園（教育利用）

1 利用者（保護者）は、居住市区町村にて認定を受けます。

申請手続きの詳細については、居住市区町村に確認してください。
※申請書の様式は、市区町村により異なります。園の方で事前に取り寄せて
ご用意いただくか、保護者から問い合わせるようご案内ください。

2 園と利用者の間で契約締結します。認定証、又は利用者負担額に
関する通知の提示を受け、写しをもらいます。

3 認定証等の写しを横浜市に送付します。

4 居住市区町村より、利用料のお知らせ等が届きます。

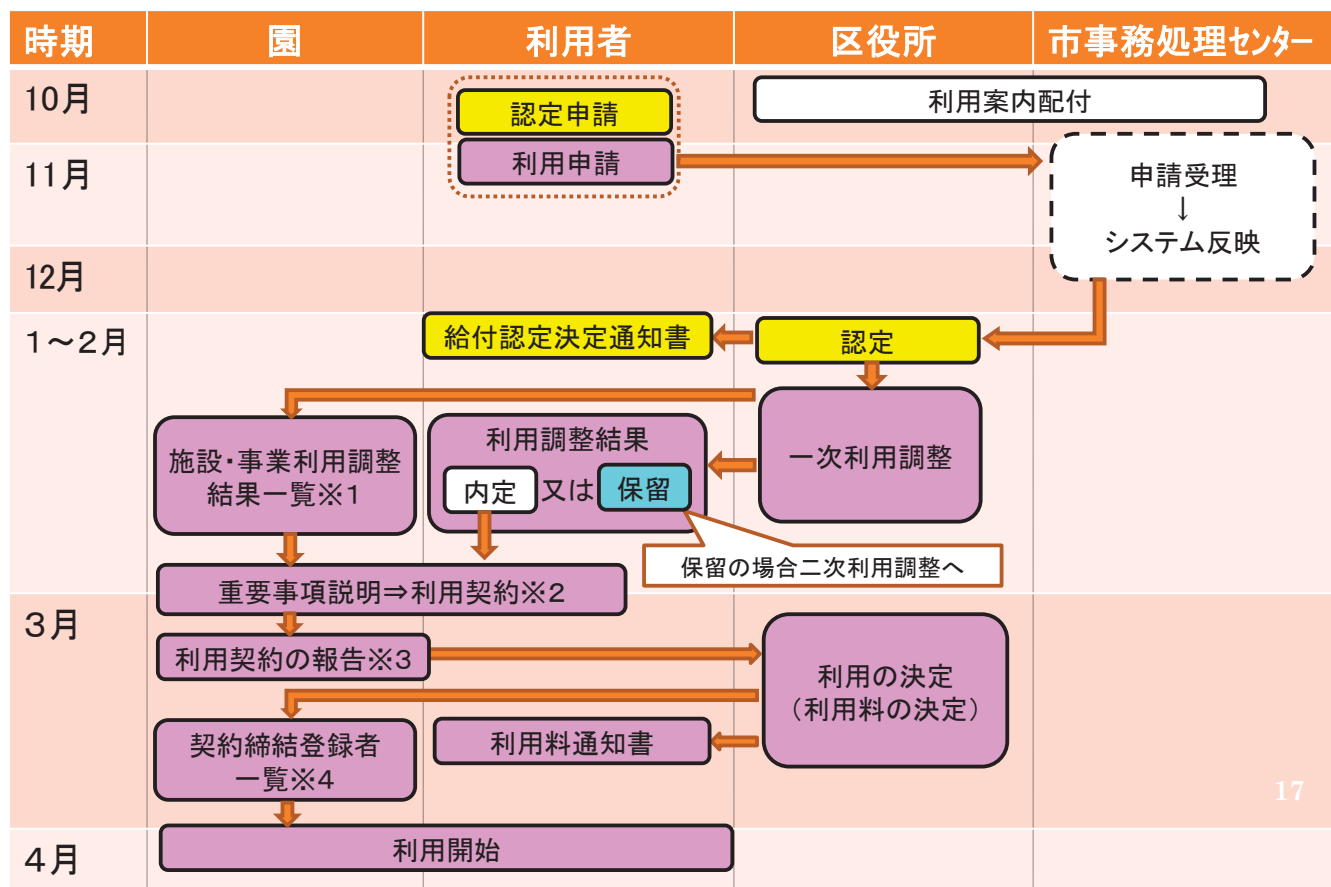
※スケジュール等は、利用者の居住市区町村に確認してください。

15

16

(5) 認定こども園（保育利用） 令和3年4月利用（一次申請）について

認定こども園
（保育利用）



17

【説明】

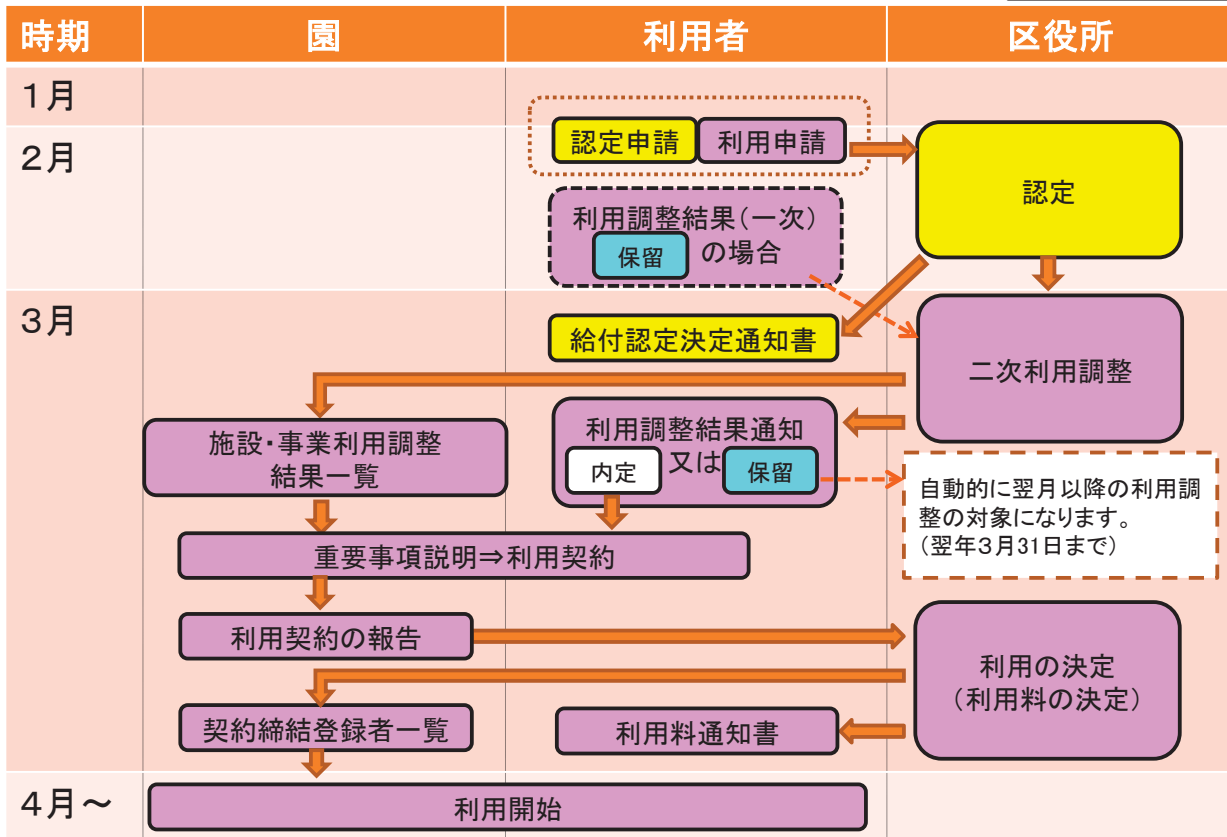
認定こども園
（保育利用）

番号	項目	説明
※1	施設・事業利用調整結果一覧	横浜市での審査の結果として、区役所から、内定者の一覧である施設・事業利用調整結果一覧を、園に送付します。
※2	利用契約	施設・事業利用調整結果一覧を確認の上、利用契約を締結します。 (必要に応じて利用者から給付認定決定通知書の提示を受けてください。)
※3	利用契約の報告	①施設・事業利用調整結果一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、 ②園所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※4	契約締結登録者一覧	令和3年4月からの契約者が決定し、区役所から園に契約締結登録者一覧を送付します。 (一覧には、各利用者の利用料が記載されています。)

18

(6) 令和3年4月利用(二次申請)について

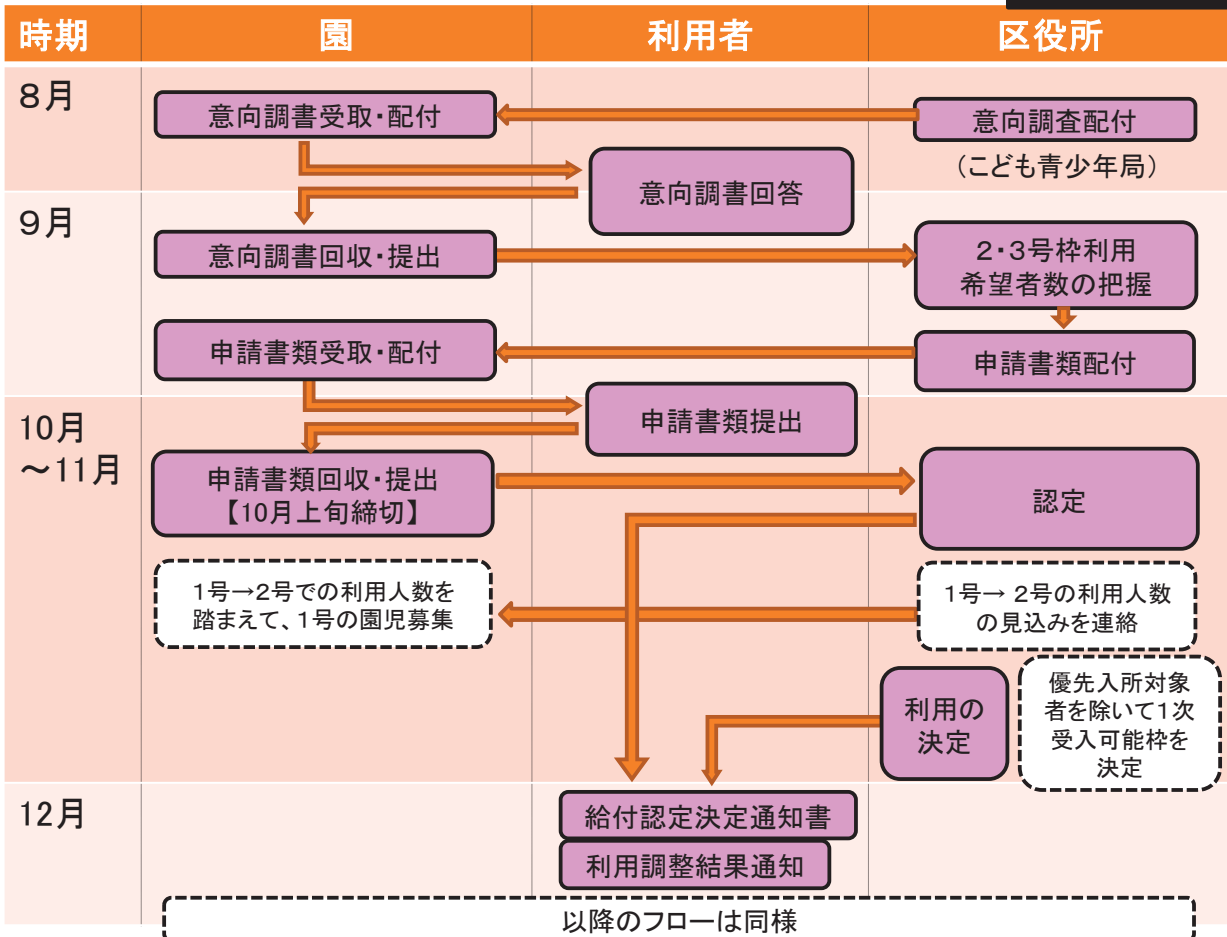
認定こども園
(保育利用)



19

(7) 在園児の優先入所について

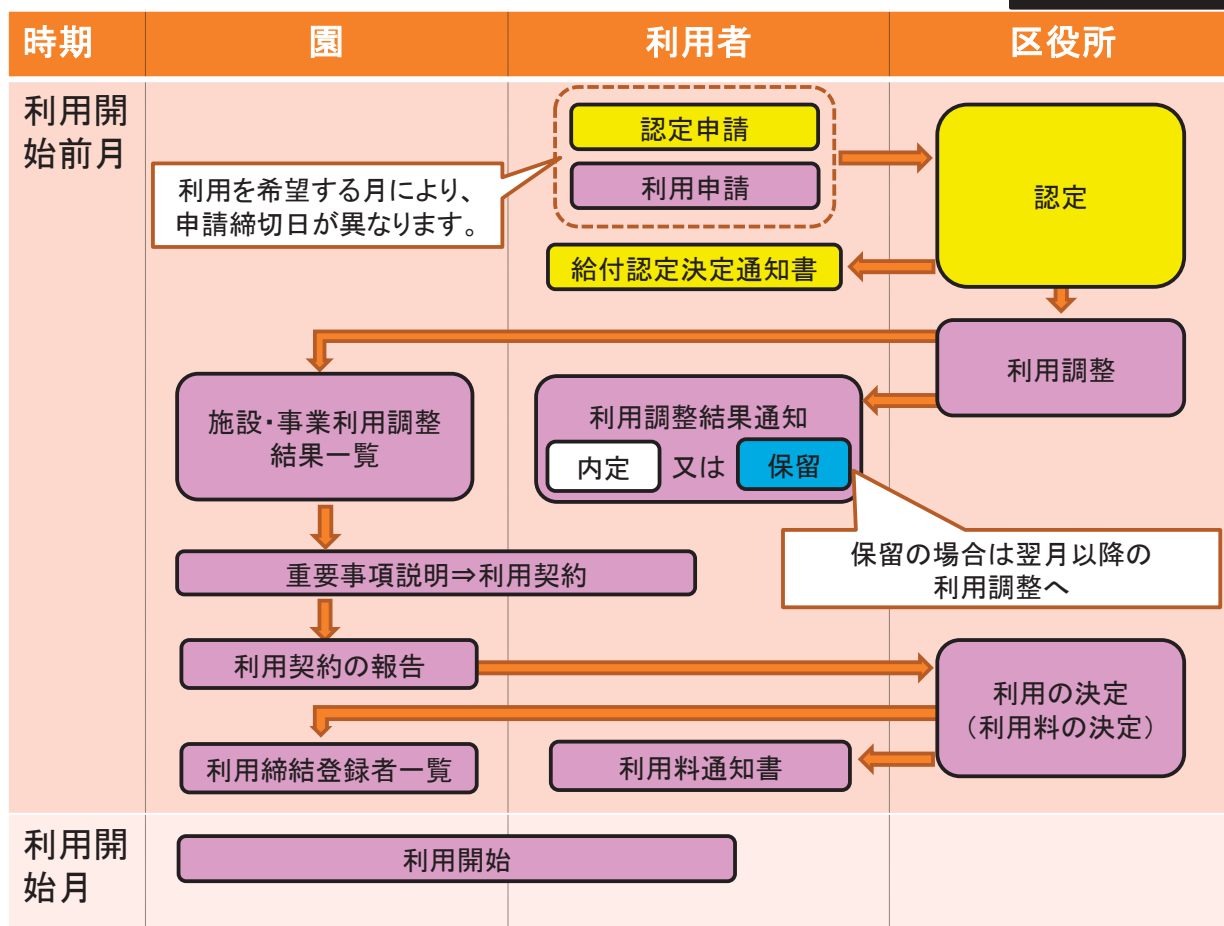
認定こども園
(保育利用)



20

(8) 毎月の利用申請について

認定こども園
(保育利用)



21

(9) 市外に居住する児童の場合

認定こども園
(保育利用)

1 利用者（保護者）は横浜市の設定する締切日までに居住市区町村に給付認定申請及び利用申請を行います。

2 居住市区町村から利用者あてに利用調整結果が通知されます。

3 園と利用者の中で契約締結します。

4 居住市区町村から、利用料のお知らせ等が届きます。

※スケジュール等は、利用者の居住市区町村に確認してください。

22

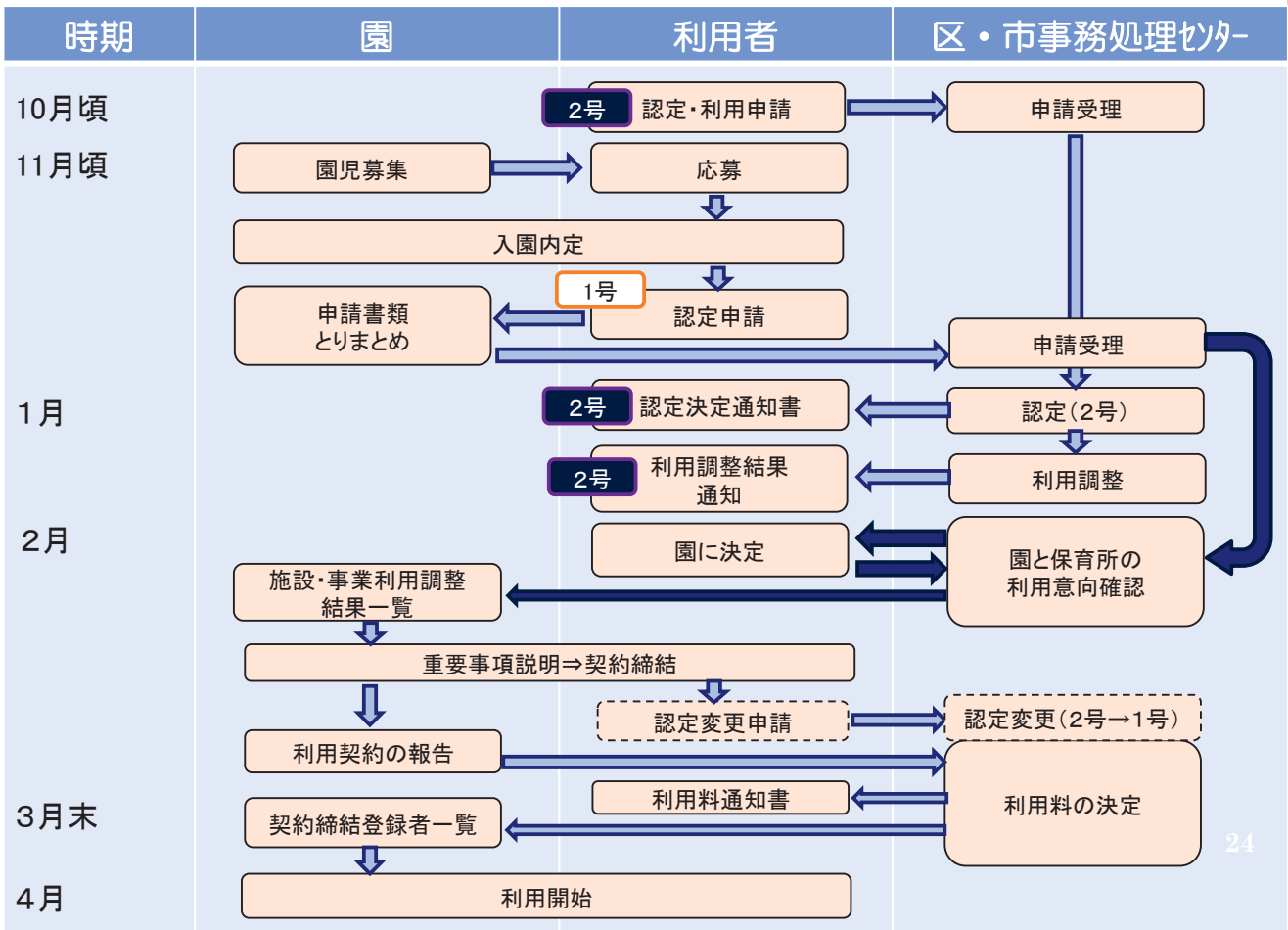
3 保育所等との併願について

- 1 保育所等の利用を申請する場合、一旦、法第19条 2号認定を受ける必要があります。
- 2 保育所等の利用調整の結果を市から内定者に通知します。
- 3 市から内定者に対し、入園の意向の有無を幼稚園に伝えるよう、連絡をします。
- 4 利用調整の結果、保育所等が保留となり、幼稚園を利用する場合、原則、利用者は、法第19条 1号認定への認定変更申請を行う必要があります。
ただし、幼稚園に通いながら保育所等の空きを待つ場合は、認定変更をせず法第19条 2号認定のまま幼稚園を利用します。

23

<保育所と幼稚園の併願>

※スケジュールは一次利用調整の場合



24

4 現況確認について

対象者

- ①幼稚園 …預かり保育利用者
- ②認定こども園（教育利用）…預かり保育利用者
- ③認定こども園（保育利用）…全員

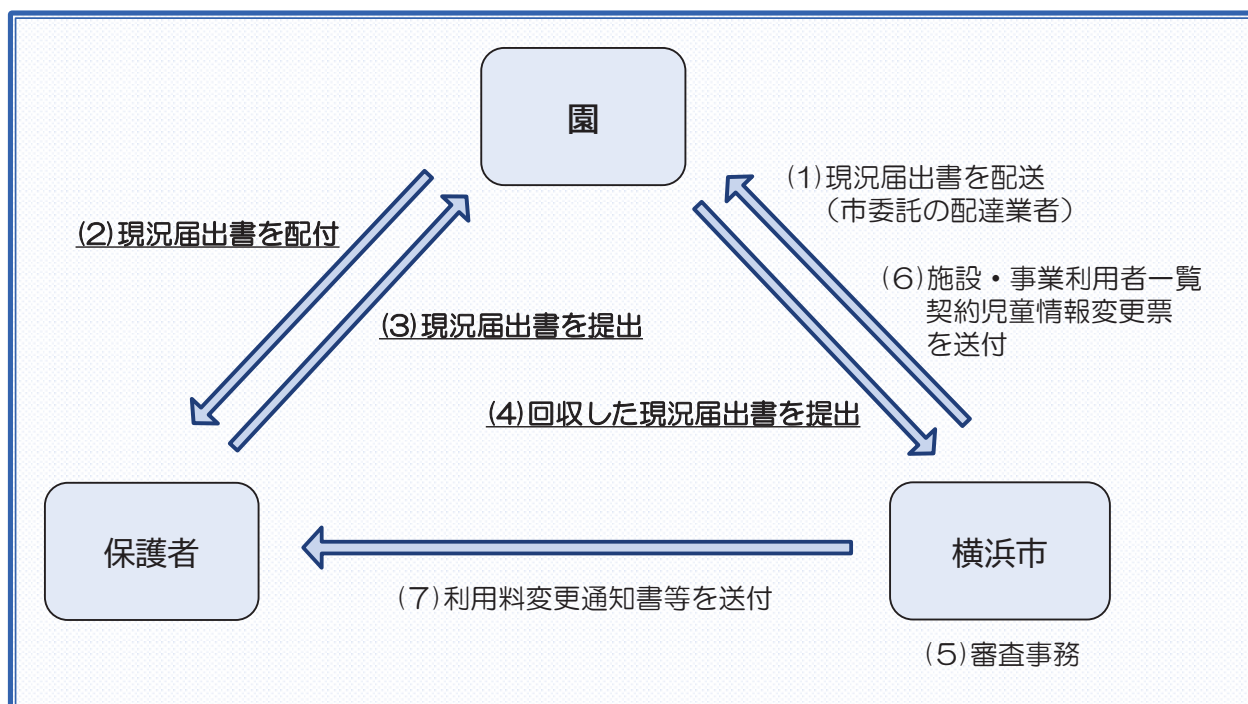
- 対象者については、毎年、引き続き保育を必要とする状況に該当していることの確認を行う必要があるため、現況届出書及び証明書類の提出を求めています。
- 現況届出書の利用者への配付・回収は、園を通じて行います。詳細は4月ごろにお知らせします。

注意！！

書類の提出がない場合や、保育の必要性が確認できない場合は、預かり保育等にかかる無償化給付が受けられなくなったり、認定こども園では保育利用ができなくなったりする場合があります。

25

<現況確認の流れ>



<スケジュール予定>

- 4月下旬 園を通じて利用者に現況届出書を配付
- 5月下旬 利用者が園に現況届出書等を提出
園が横浜市に現況届出書等を提出

- 8月下旬 利用者に利用料変更通知書等、園に施設・事業利用者一覧及び契約児童情報変更票を送付
- 9月1日 利用料変更

26

4 地域型保育事業（小規模・事業所内・家庭的）連携施設設定について

1 連携施設設定の目的

新制度で創設された地域型保育事業は、0～2歳児が対象であり、かつ19人以下の定員構成で認可保育所等と比べ小規模です。3歳児以降（1号及び2号認定）の「卒園後の進級先の確保」や、保育従事者等が2人から5人程度と少人数となり施設面積も小規模となるため「保育内容の支援」が求められています。そのため利用児童に対する継続的な保育・教育の提供のため連携施設の設定が必要となります。

2 連携施設の基準及び連携内容

(1) 連携施設設定基準

「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」（以下「基準条例」という。）第6条では、「保育内容の支援」「卒園後の進級先の確保」等を行うことが可能であり、地域型保育事業と比べ比較的大きな施設である保育所、幼稚園及び認定こども園を連携施設として設定することとしています。

利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。（基準条例第6条抜粋）

(2) 連携内容は大きく3つに分かれています。

ア 保育内容の支援

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。（基準条例第6条（1））

- ① 集団保育を体験させるための機会の設定
例：「園庭での合同保育」、「合同での行事」、「園庭の開放」、等
- ② 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言
- ③ その他の保育の内容に関する支援
例：「嘱託医による合同の健康診断」、「合同での職員研修」等



イ 卒園後の進級先の確保

当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあたっては、第43条のその他乳幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。（基準条例第6条（3））

※連携施設は一つの地域型保育事業において複数設定することも可能です。



ウ 代替保育の提供

必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。（基準条例第6条（2））

※法人等で、円滑に法人内での対応ができる場合や、十分な保育士数を確保しておりその中で対応できる場合等においては、必ずしも設定する必要はありません。



3 連携施設設定の手続き

- (1) 地域型保育事業者と連携先(認可保育所、幼稚園、認定こども園)で覚書を締結します。
- (2) 覚書の記載内容については任意ですが、記入内容について注意点があります。「5 覚書作成にあたっての注意事項」、「6 覚書の作成例」参照。

提出締切	締結内容			覚書提出先
	保育内容の支援	卒園後の進級先	代替保育の提供	
認可申請書提出期日 もしくは、開所日まで	必須※1		任意	こども青少年局 こども施設整備課
開所後～	変更又は新規締結の場合に提出			各区 こども家庭支援課

※1 進級先の連携施設を設定する前に、予め区こども家庭支援課にご相談いただくことも可能です。

4 連携を設定することによるメリット

地域型保育事業者にとって連携施設となる認可保育所、幼稚園及び認定こども園は、積極的に連携を行い、地域の保育・教育を担う施設となっていたと考えています。

連携先(認可保育所、幼稚園、認定こども園)のメリット

◎保育者同士の交流

保育者同士の相談や効果的な研修機会の設定ができます。

2歳児のからの児童の受入をしている施設であれば同じ年齢における保育・幼児教育についての相談等よりしやすい環境となります。

◎継続的な園児の確保

連携元の卒園児を受け入れることで、継続的に園児数が確保できる安定した運営ができます。

◎地域の児童・保護者の期待に応える地域貢献

共働き世帯が増加する中で、乳児期から幼児期に向けて交流のある施設に通園できることは児童や保護者の安心につながります。

一定の条件を満たす場合に、当市独自助成が受けられます。

「連携施設受諾促進加算」

連携に係る人件費や事務費としてお使いいただけます。

助成額	*条件等は「参考資料 連携施設受諾促進加算の諸条件について」参照。
認可保育所	A区分 229,500円、B区分 114,750円
幼稚園	A区分 85,000円、B区分 57,400円
認定こども園	A区分 229,500円、B区分 85,000円、C区分 57,400円

*連携先のみが対象です。複数施設と連携している場合にも金額は変わりません。

連携元(地域型保育事業者)のメリット

◎集団保育の機会設定

自園以外の園庭での屋外活動や、規模をいかした行事の設定ができます。

◎安定的な園児数の確保

3歳児以降の進級先が確保されているので、保護者に安心して入園していただくことができます。

5 覚書作成にあたっての注意事項

覚書内容については両者協議のうえ任意に設定していただくことができますが、記入内容については下記の点に注意してください。

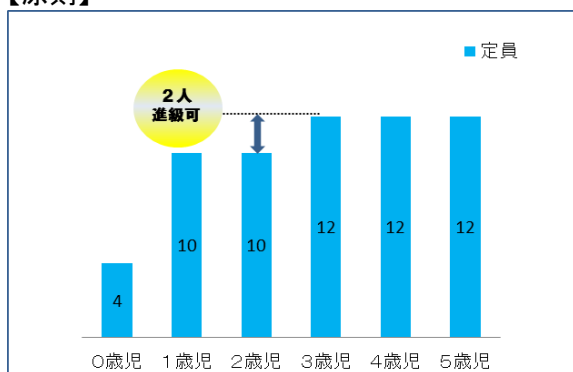
(1)「卒園後の進級先」の人数

認可保育所

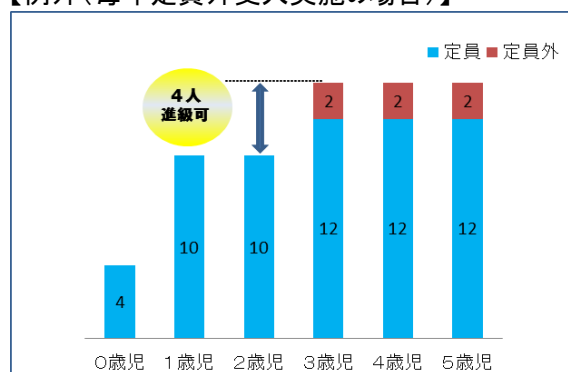
毎年確実に入所数が確保できることを確認するため、卒園後の進級先として設定できるのは、

「原則、利用定員の2歳児と3歳児の数の差」です。**毎年定員外を受け入れていただいている園は、**利用定員の差以上の人数で結ぶことも可能です。ただし、毎年必ず受け入れていただかなければならない人数なので、職員が確保できない等の理由で受け入れができないという状況に至らないようにお願いします。**利用定員の2歳児と3歳児の数の差以上で連携を行う場合は、必ず各区こども家庭支援課にご相談の上、覚書を締結してください。**

【原則】



【例外(毎年定員外受入実施の場合)】



幼稚園

既存施設の定員数、幼稚園の設置基準及び職員配置等を踏まえ、幼稚園が受入可能と申し出のあった人数で設定します。

認定こども園

1号認定、2号認定の認可定員を区分して確認します。1号認定は、幼稚園の連携枠の考え方と同じです。2号認定については、**2歳児と3歳児の利用定員枠の差**となります。定員外分の連携の考え方は、認可保育所と同様です。

(2)施設数の設定については、連携元:連携先=1:1、1:複数、複数:1いずれも可能です。その場合は1事業所ごとに覚書を締結します。ただし、連携元となる施設は、認可基準(施設面積、職員配置等)や体制等を確認し、しっかりと管理できるようにしてください。

6 覚書の作成例（ひな形）

連携に関する覚書	【記入時の注意事項】
<p>〇〇法人〇〇（以下「甲」という。）と●●●●法人●●●●（以下「乙」という。）は、甲が運営する〇〇園及び乙が運営する小規模保育事業●●●●園との間における連携施設の設定について次のとおり覚書を締結するものとする。</p> <p>（目的） 第1条 この覚書は、甲と乙がそれぞれ運営する第2条で示す施設間において横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第6条における連携内容について定めることを目的とする。</p> <p>（対象となる施設及び事業の概要） 第2条 対象となる施設及び事業は以下のとおりとする。 甲の運営する施設（以下「甲施設」という。） 1 名称 〇〇園 2 物件所在地 3 施設類型 乙の運営する事業（以下「乙事業」という。） 1 名称 小規模保育事業●●●●園 2 物件所在地 3 事業類型</p> <p>（保育内容の支援） 第3条 甲施設は、乙事業の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放するものとする。 2 甲施設は、乙事業の児童に対して、集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として甲施設の児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事）を実施することとする。 3 甲施設は、乙事業の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。 4 甲施設は、乙事業の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。 （代替保育の提供） 第4条 甲施設は、乙事業の職員が病気や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。 2 乙事業は、甲施設に対して、乙事業へ代替要員の派遣を依頼する場合には、代替要員1人につき●●●●円（1日あたり）を支払うものとする。 3 乙事業は、甲施設に対して、乙事業の児童を甲施設で保育することを依頼する場合には、児童1人につき●●●●円（1日あたり）を支払うものとする。</p> <p>（卒園後の受け入れ） 第5条 甲施設は、乙事業の卒園児が就学前まで利用できる枠を●名以上確保する。 2 甲施設は毎年4月末までに前項で定めた人数もしくはそれ以上の入所可能人数を乙事業へ報告する。 3 乙事業は毎年〇月末までに甲施設への入園を希望する者の数を調査し、報告する。 4 甲施設は、前項の報告により翌年度4月から受け入れする児童の数を確定し、その後の受入数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙事業から報告を受けた以上に、甲施設が受け入れ可能と判断した場合は、この限りではない。</p> <p>（食事の提供） 第6条 甲施設は、次の各号に配慮し、乙事業の児童に対し食事を提供する。 （1）児童の年齢、発達の段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する前月●●日までに食事の献立表（アレルギー等に対応するため、主な食材を記載したものを）を乙事業に提出する。 （2）アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容（卵、牛乳除去等）を表示した専用の容器で搬入する。 2 乙事業は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲施設から搬入さ</p>	<p>①事業種別（社会福祉法人、学校法人、株式会社等の別）と施設名称を明確に記入します。</p> <p>②第2条：対象事業と施設名称を明確に記入します。 「名称」 〇〇保育園 「施設類型」 甲の認可保育所、幼稚園、認定こども園の別 「事業類型」 乙の小規模保育事業 A型、B型、C型の別</p> <p>第3条から第8条の詳細内容については両者協議の上決定してください</p> <p>③連携先と連携元を明確にします。どちらの事業者がどちらの事業者に対して行うものかをわかりやすく記入してください。</p> <p>④第3条：「保育内容の支援」については必ず記入します。</p> <p>⑤第4条「代替保育の提供」、第5条「卒園後の受け入れ」については設定されていれば記入します。</p> <p>⑥第4条：金額は両者協議の上、必要があれば設定してください。金額を設定しないことも可能です。</p> <p>⑦第5条：卒園後の受入枠は最低人数を記入します。年度ごとに設定人数以上の人数を受け入れることは可能です。ただし、設定人数を下回る可能性のあるような表現は記入しないでください。（優</p>

<p>れた食事を適切に処理したうえで、乙事業の責任で児童に食事を提供する。</p> <p>3 乙事業は、アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、児童に食事を提供する。</p> <p>(1)第1項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末までに甲施設へ連絡する。</p> <p>(2)アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、食事の搬入時に、第1項の献立表等により除去食の内容を確認する。</p> <p>4 乙事業が甲施設に依頼する食事数量の連絡や代金精算の方法は、別途、定める。 (事故への対応)</p> <p>第7条 交流事業における甲施設及び乙事業の利用児童の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。</p> <p>2 利用児童が甲乙の施設を移動する際には、利用児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。 (連携に係る経費の負担)</p> <p>第8条 乙事業は甲施設に対して、連携施設経費として月額●●●●●円を負担する。</p> <p>2 甲施設は乙事業に対して、連携をおこなった月の翌月以降に請求書を交付し、連携施設経費を請求することができる。</p> <p>3 乙事業は甲施設からの請求書を受領してから15日以内に遅滞なく支払うこととする。 (効力の期間)</p> <p>第9条 この覚書の効力は、令和●●年●●月●●日から発生する。 (変更及び解除)</p> <p>第10条 甲乙いずれかの都合により本協定を変更又は解除する場合は、●か月前まで相手方に申し出なければならない。 (信義誠実の原則)</p> <p>第11条 甲と乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、この覚書の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として相手方に支払わなければならない。 (疑義の決定)</p> <p>第12条 この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>甲 横浜市△△区△△町■丁目■番■号 ○○法人○○ 理事長 ○○ ○○ 印</p> <p>乙 横浜市△△区△△町■丁目■番■号 ●●●●法人●●●● 代表取締役 ●● ●● 印</p>	<p>先入所枠確保のため) 不適切な例:「原則3人以上確保する。ただし、毎年の在園児の入所状況により変更することがある。」</p> <p>⑧第5条:認定こども園は1号認定と2号認定の人数を分けて記入します。</p> <p>⑨第6条:「食事の提供(搬入)」については、同一法人のみ可能です。</p> <p>⑩第8条:金額は両者協議の上、必要があれば設定してください。金額を設定しないことも可能です。</p> <p>⑪第9条:期間を明記します。 連携先となる保育所・幼稚園・認定こども園が開所予定施設の場合、次の文言を加えてください。 『この覚書の効力は、令和●●年●●月●●日から発生する。ただし、第5条に定める卒園後の受け入れについては令和●●年●●月●●日より効力が発生する。 2 甲が運営する施設が令和●●年4月1日に開所できない場合は、前項の効力は無効となる。』</p>
---	--

7 お問い合わせ先

内容	部署	電話番号※・メールアドレス
認可・確認申請手続き	こども青少年局 こども施設整備課 小規模保育事業担当	045-671-4146 kd-tiikigata-hoiku@city.yokohama.jp
連携施設設定に係る覚書の記入方法		
連携内容変更について	各区こども家庭支援課	-
地域の連携先、連携元に関する施設情報		
開所後の連携施設設定について		
連携施設受諾促進加算について	こども青少年局 保育・教育運営課	045-671-3564

【参考資料】連携施設受諾促進加算の諸条件について

連携先	月額助成単価		支給条件
認可保育所	A区分	229,500 円	<p>支給条件</p> <p>下記の条件①ア、イ、ウ全てに該当すること又は条件②ア、イ両方に該当すること。</p> <p>条件ア 保育内容の支援(以下のうち3項目以上に該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する ・連携施設への給食の提供を実施している。 <p>条件イ 一時保育事業又は地域子育て支援*を実施している。</p> <p>※地域子育て支援の例 地域の子どもへの園庭開放、地域の保護者への育児講座、育児相談の実施、地域の子育て支援活動への参加(赤ちゃん教室や子育てサロン等)</p> <p>条件ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>単価</p> <p>条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 229,500 円 条件②ア、イ両方に該当する場合 B区分 114,750 円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分	114,750 円	
幼稚園	A区分	85,000 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)を実施している。</p> <p>条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>条件ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して、施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 <p>単価</p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 85,000 円 条件② ア、イともに該当する場合 B区分 57,400 円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>
	B区分	57,400 円	
認定こども園	A区分	229,500 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 連携施設児童の卒園後の受け入れ枠を設定している。</p> <p>条件イ 保育内容の支援を行っている。(以下のうち3項目以上該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。 ・連携施設への給食の提供を実施している。 <p>条件ウ 3号認定の保育を実施している。</p> <p>単価</p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 229,500 円 条件② ア、イ両方に該当する場合 B区分 85,000 円 条件③ アのみに該当する場合 C区分 57,400 円</p> <p>* 複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。</p>

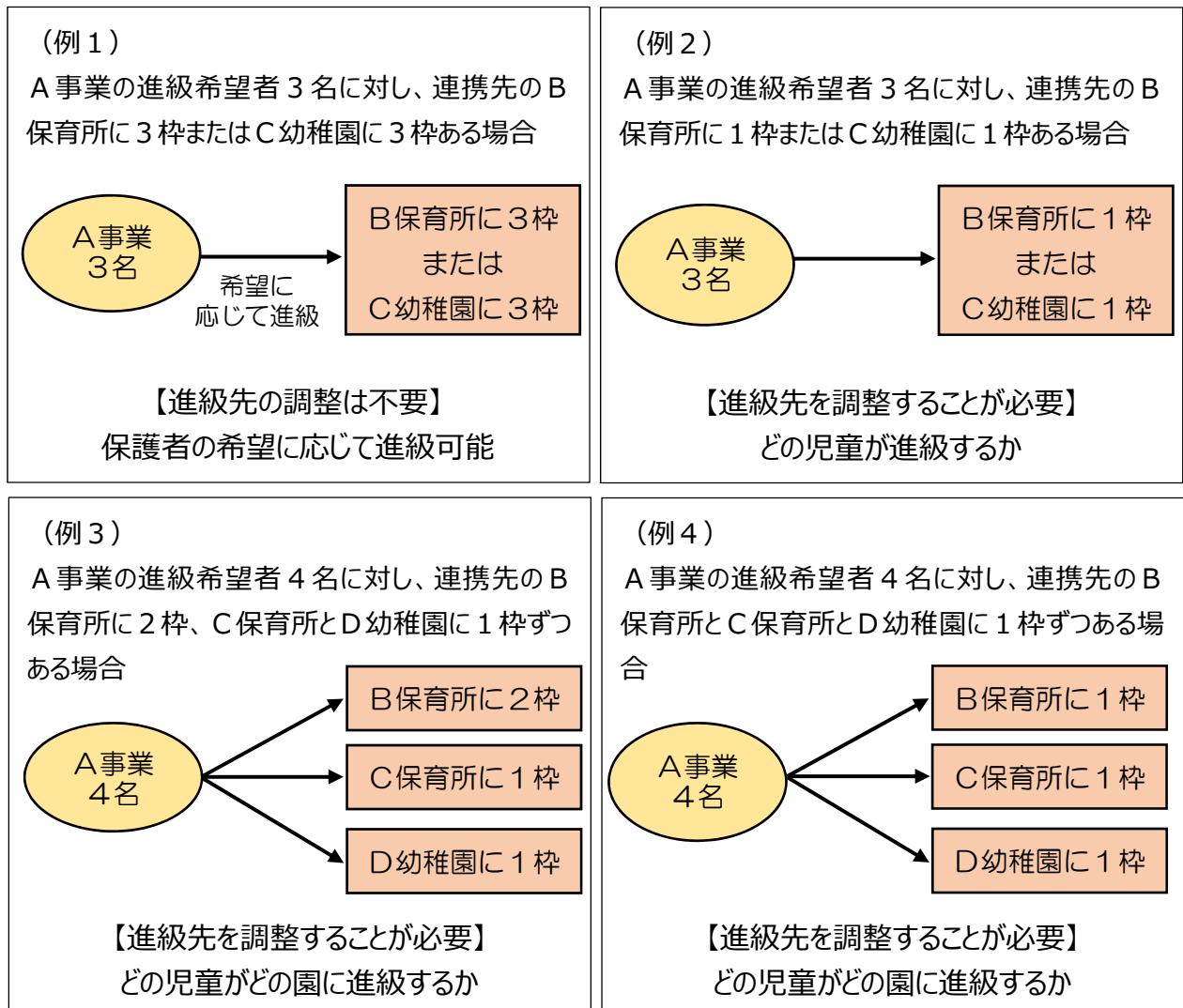
連携施設への進級の仕組みについて

1 連携施設へ進級させる際の取扱い

卒園後の進級先の確保のため、連携施設を設定している場合は、連携施設に優先して入所できる制度（以下、「優先入所」）を設けています。すべての保護者の希望に応じた連携枠を確保できない場合は、進級先によって決定者と選考基準（どの児童をどの進級先へ進級させるか）が異なります。

進級先	決定者	選考基準
幼稚園・ 認定こども園（教育利用）	園の代表者	園の選考基準
保育所・ 認定こども園（保育利用）	横浜市各区 福祉保健センター長	横浜市の利用調整基準

＜卒園児が連携施設に進級する具体的なケース＞

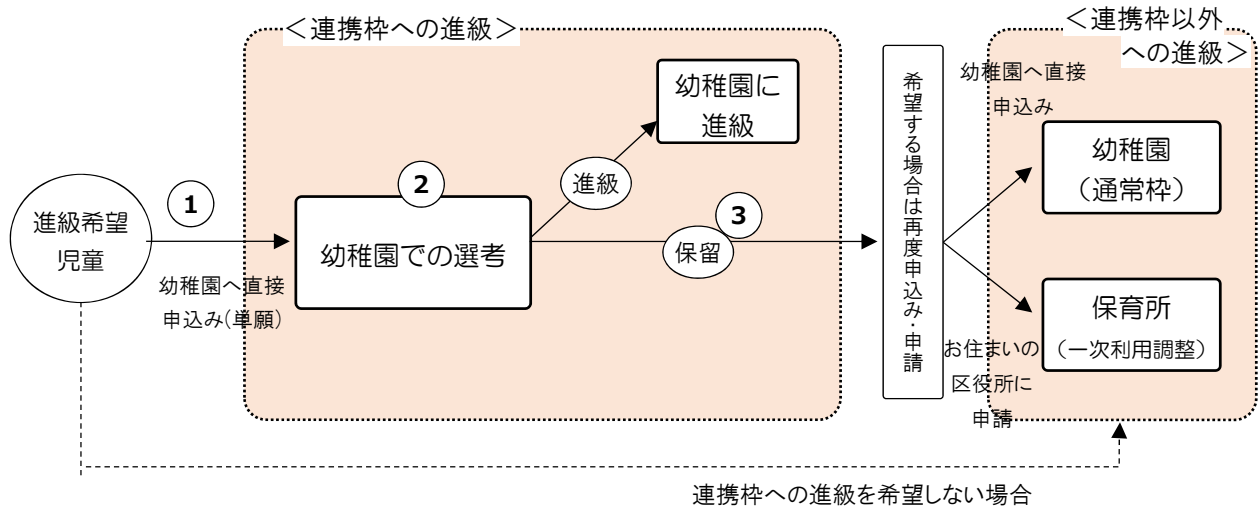


本項以降の取扱いやスケジュール等は、令和3年4月に連携施設へ進級する児童を対象としたもので、今後変更の可能性があります。

2 申請・申込みから決定までの流れ

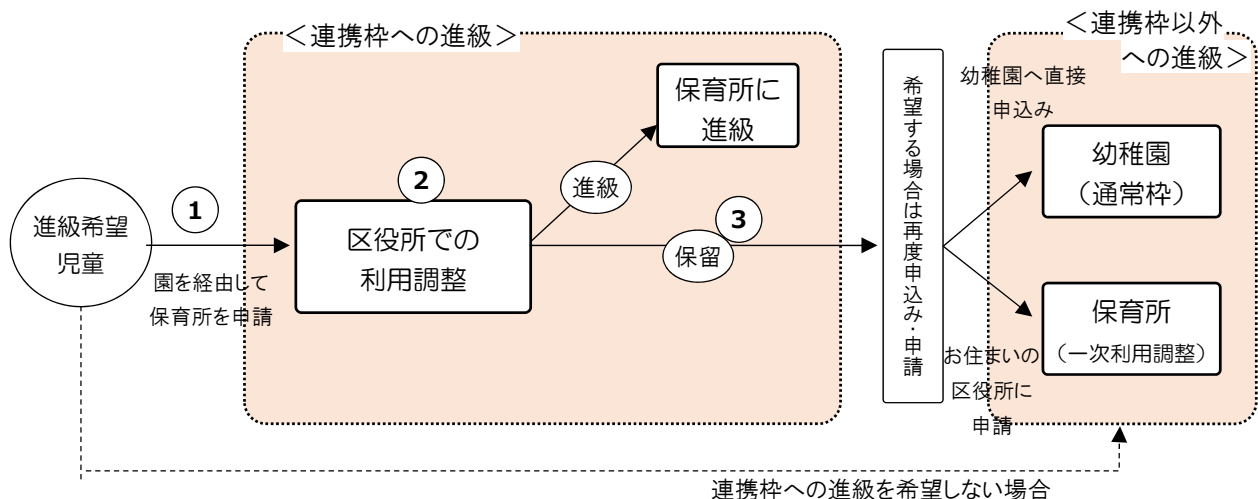
- ※1 本項以降の「幼稚園」には「認定こども園(教育利用)」を、「保育所」には「認定こども園(保育利用)」をそれぞれ含みます。
- ※2 本項以降の「区役所」は、特段の記載がない場合、園の所在区の区役所こども家庭支援課を指します。

(1) 幼稚園に連携枠を持つ場合



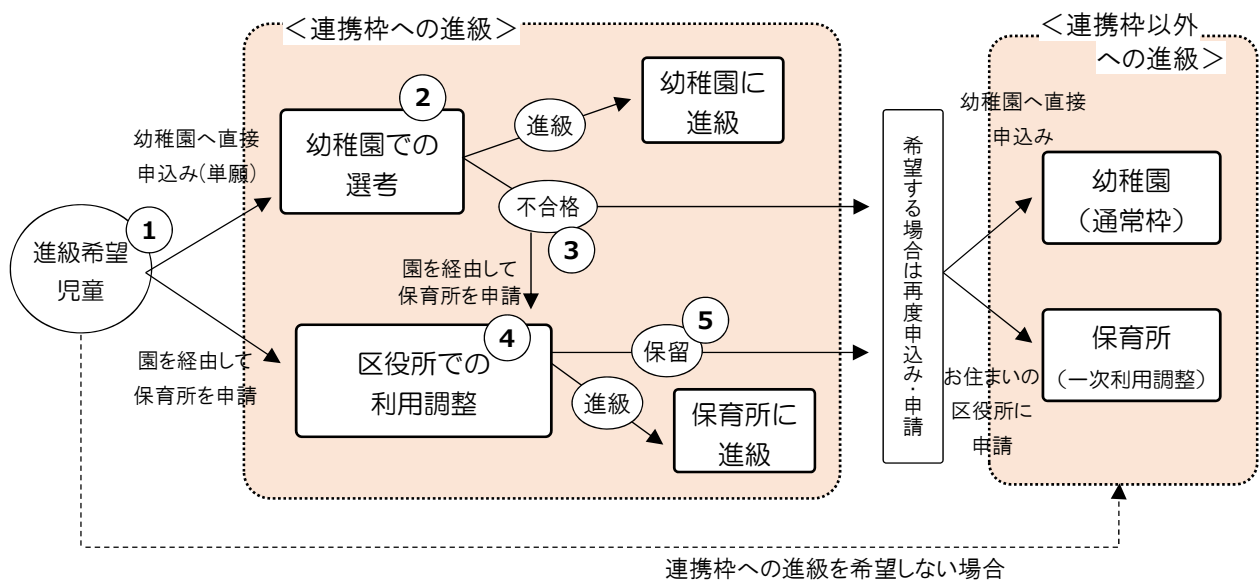
- ① 保護者は、幼稚園（連携枠）へ、園の指定する日以降に直接申し込みます。幼稚園への申込は単願とします。
- ② 幼稚園が連携枠の利用者を選考します。幼稚園（連携枠）に決まった場合は、進級が決定となります。
 ※ 幼稚園（連携先）の代表者は、決定者を区役所に報告します。
 ※ 連携枠への進級者は決定しますが、県下幼稚園では願書受付を、11月1日以降に統一していることを踏まえ、正式な願書受付や入園料等の徴収をするときは、一般募集と同様の11月1日以降（例年の場合）に行ってください。
- ③ 幼稚園（連携枠）に不合格となった場合は、保護者は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択し、希望する場合は保護者ご自身で申し込みます。

(2) 保育所に連携枠を持つ場合



- ① 保護者は、保育所（連携枠）への利用申請を行います。
- ② 区役所は保育所（連携枠）の利用調整を行います。
利用調整の結果、保育所に決まった場合は、以降の利用調整は行なわれず、進級となります。
- ③ 保留となった場合は、保護者は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択し、希望する場合は再度保護者ご自身で申込みます。

（3）幼稚園と保育所の両方に連携枠を持つ場合



- ① 保護者は、幼稚園（連携枠）への進級を希望するか選択します。選択する場合は園の指定する日以降に直接申し込みます。幼稚園への申込は単願とします。
- ② 幼稚園が連携枠の利用者を選考します。
幼稚園（連携枠）に決まった場合は、進級が決定となります。幼稚園（連携枠）の代表者は、決定者を区役所に報告をします。
- ③ 幼稚園（連携枠）に不合格となった場合は、保護者は、保育所（連携枠）、幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択します。
- ④ 区役所は保育所（連携枠）の利用調整を行います。
利用調整の結果、保育所に決まった場合は、以降の利用調整は行われず進級となります。
- ⑤ 保留となった場合は、保護者は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択し、希望する場合は再度保護者ご自身で申込みます。

3 優先入所の対象となる児童（令和2年度参考）

連携施設を持つ^{※1}地域型保育事業・認可乳児保育所を利用して、在籍基準日^{※2}に在籍し、当該年度末に卒園となる児童^{※2}

※1…令和2年8月31日までに覚書を締結し、区役所に報告していることが必要です。

※2…在籍基準日：令和2年9月30日

一時保育として利用している場合は対象外です。

また、令和3年3月31日まで退所しないことが条件です。

※3…市外児童を含みます。

育児休業中で利用する児童も含みます。

4 連携施設への優先入所を希望しない児童

幼稚園・認定こども園（教育利用）の通常枠に申し込む場合は、園に保護者ご自身で申込みます。また、保育所・認定こども園（保育利用）の4月利用申請（一次・二次）をする場合は、締切日までにお住まいの区役所に保護者ご自身で申請します。

5 辞退の場合

（1）辞退者の取扱い

原則として決定後の辞退は認められません。

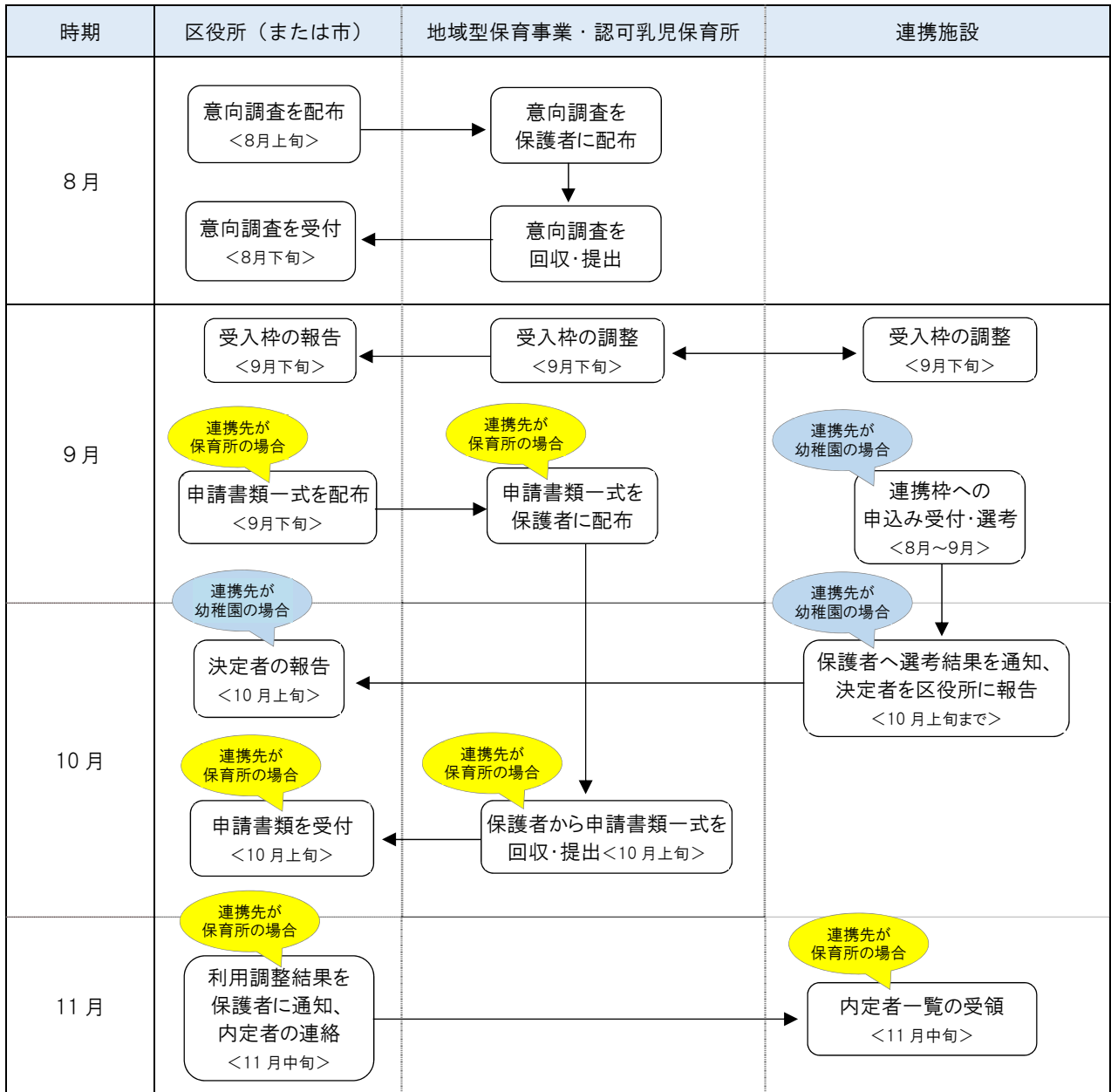
連携枠の決定を辞退した場合、保育所利用について4月利用申請（一次・二次）はできません。5月1日以降の利用申請となります。

なお、幼稚園・認定こども園（教育利用）の通常枠の申込みについては、幼稚園・認定こども園代表者の判断によります。

（2）決定前の取下げ

連携枠への利用申請を取り下げた場合は、4月利用申請（一次・二次）や幼稚園（通常枠）に申請できますが、再度、連携枠への申請はできません。

6 令和2年度のスケジュール（参考）



7 優先入所を行うにあたってのお願い事項（令和2年度参考）

（1）地域型保育事業・認可乳児保育所の事業者様

① 意向調査の配布

8月上旬に、市より意向調査をお送りします。対象児童の保護者に意向調査をお渡しください。

8月下旬、市で定める期日までに、保護者から意向調査を回収し、区役所に提出をお願いします。

② 連携先の受け入れ枠数の設定

意向調査の内容を踏まえたうえで、連携先と協議し、連携先の受け入れ枠数を区役所に報告をお願いします。

③ 申請書類の配布（連携先に保育所がある場合）

9月下旬に、区役所より申請書類一式を配布しますので、対象児童の保護者にお渡しください。

10月上旬、市で定める期日までに、保護者より申請書類一式を回収し、区役所に提出をお願いします。

（2）幼稚園・認定こども園（教育利用）様

8月～9月に、保護者から園の定める日以降に直接申込みがあります。申込方法等に関する問合せがあった際はご対応をお願いします。

10月上旬、市で定める期日までに、保護者に対して選考の結果をお知らせください。あわせて、区役所に進級決定者の報告をお願いします。

※ 連携枠への進級者は決定しますが、県下幼稚園では願書受付を、11月1日以降に統一していることを踏まえ、正式な願書受付や入園料等の徴収をするときは、一般募集と同様の11月1日（例年の場合）以降に行ってください。

（3）保育所・認定こども園（保育利用）様

11月中旬に、連携枠における利用調整の結果、内定した児童の一覧を区役所からお送りしますので、ご確認をお願いします。

指導監査の実施方法について

指導監査には、認可制度に基づく指導監査（「施設監査」）と確認制度に基づく指導監査（「確認監査」）があります。

施設のタイプにより実施手法や実施主体が異なります。

幼保連携型認定こども園：施設監査＋確認監査（市、同時に実地で実施）

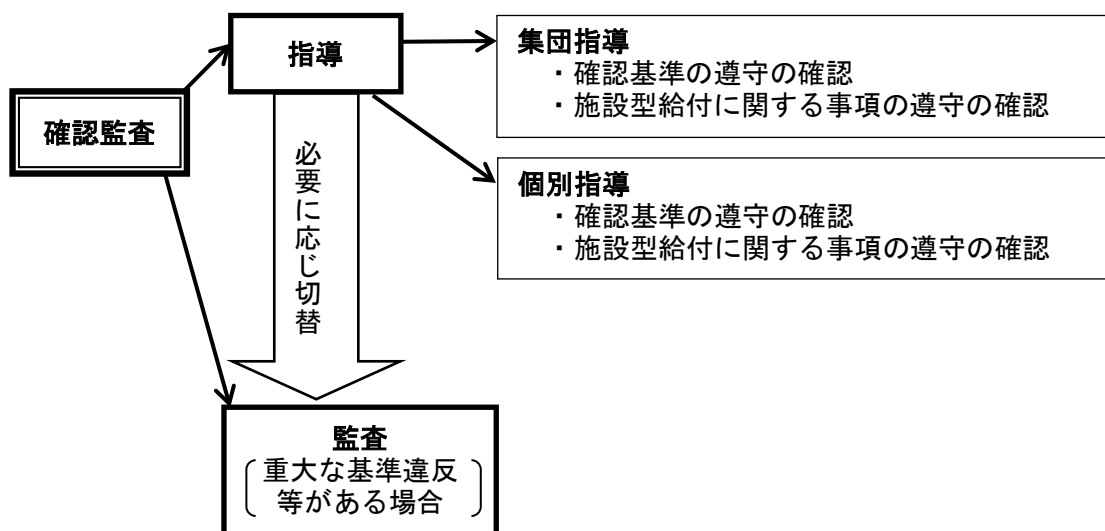
幼稚園型認定こども園：施設監査（県）、確認監査（市）

施設型給付を受ける幼稚園：施設監査（県）、確認監査（市）

1 確認監査について

(1) 概要

平成 27 年 12 月に国から新たな通知が発出され、平成 28 年度から新たに実施しています。



「指導」は定期的実施（例外あり）し、「監査」は必要が生じた時に随時行います。

(2) 実施の仕方

ア 集団指導：毎年度行う施設説明会で確認基準や給付に関する説明等を行います。

イ 個別指導

確認基準に関する事項：定期的に園で行うほか、書類検査を行います。

給付に関する事項：給付費の請求に関する審査の中での確認をもって代えます。

ウ 監査：原則として立入調査の形で実施します。

2 指導監査の概要

施設種別毎に、下記の方法で監査を実施しています。令和 3 年度の監査の実施に際しては、別途、説明会を開催する予定です（新型コロナウイルス感染拡大状況によります）。

(1) 「幼保連携型認定こども園」

市が認可権限を持つ「幼保連携型認定こども園」については、原則年 1 回、実地において「施設監査」及び「確認監査（個別指導）」を併せて実施します。

(2) 「幼稚園型認定こども園」

ア 「施設監査」は、認可権限を持つ県が一定の周期（4年に1回など）で行います。

イ 「確認監査」は、確認権限を持つ本市が行います。

(ア) 集団指導

施設向けの説明会を原則年 1 回開催します。

(イ) 個別指導（確認基準）

移行初年度及び、原則 4 年に 1 回実地において実施します。実地における監査のない年度は書類検査を行います。

(ウ) 個別指導（施設型給付費に関する事項）

給付費の請求に関する書類審査等により行います。

【注意】(ア) (イ) (ウ)いずれの場合においても、重大な基準違反等があった場合は随時調査等を行い、「監査」に移行する場合があります。

(3) 「施設型給付を受ける幼稚園」

原則として幼稚園型認定こども園と同様です。

確認監査の個別指導は当面の間、移行初年度及び、原則 4 年に 1 回、書類検査を行います。

3 外部会計監査を受けている園について（共通）

施設の運営に係る会計について外部監査（公認会計士又は監査法人）を受けている場合は、報告書の写しを一部監査課に提出していただきます。

4 その他

監査方法や頻度については見直しを行い、適宜変更する場合があります。また、新型コロナウイルス感染拡大状況により変更となる場合がありますのでご了承ください。

【問合せ先】

こども青少年局監査課

T E L 045-671-4193

F A X 045-663-6611